

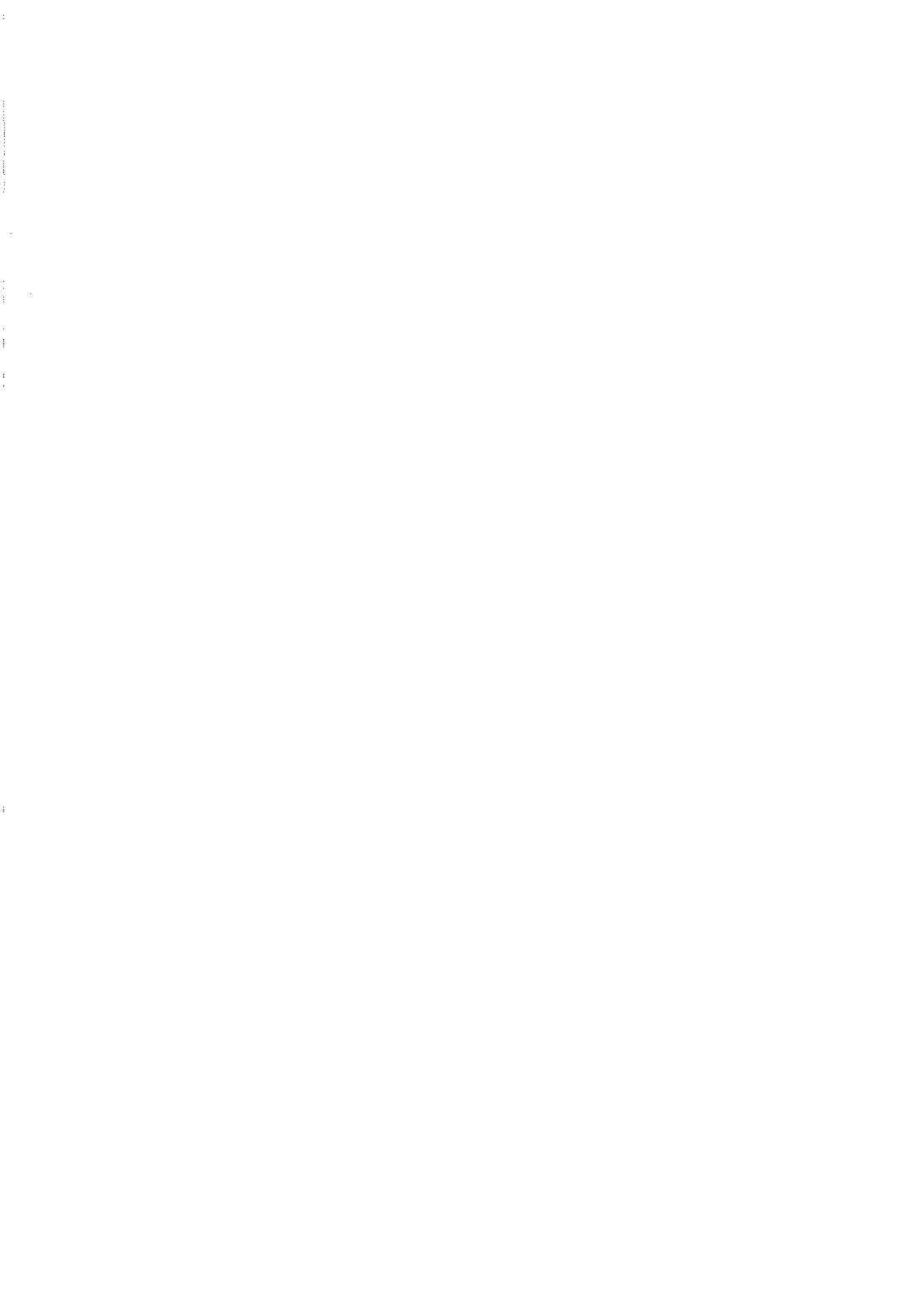
全仏同和委員会
二十六年の歩み



財團法人 全日本仏教会

全仏 同和委員会一十六年の歩み

(財)全日本仏教会



発刊にあたつて

財団法人全日本仏教会事務総長 池田行信

一九七九（昭和五十四）年八月二十九日から十日間にわたり、第三回世界宗教者平和会議が米国プリンストンで開催されました。

この会議の中で、当時の全日本仏教会理事長が「日本には部落差別はない。部落差別問題を理由にして騒ぐ一部の人達がいるだけ」などの発言を行いました。その後、同年十月三十日、本会理事長の発言内容に対し、部落解放同盟中央本部委員長より抗議書が本会理事長宛に提出されました。

本会は、問題の重要性に鑑み、常務理事会での協議を経て、同和特別委員会を設置、その後、同和委員会を常設し、加盟団体とともに部落差別問題への取り組みを進めてまいりました。

同和委員会は本会の機構改革にともない二〇〇六（平成十八）年三月末日をもって閉じ、同年四月一日より理事長の諮問機関としての社会人権審議会にその任を委ねられることになりました。

本書は、二十六年間に及ぶ同和委員会での取り組みと今後の課題についての座談会の記録であります。その内容は、本会のみならず佛教界の差別撤廃にむけたあゆみでもあり、大変貴重な記録であります。座談会開催にあたりまして、同和委員会元委員長の佐々木兼俊師・出口芳演師・深澤信善師、社会人権審議会副委員長の杉本了惠師にご協力をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

最後に、長年にわたり同和委員会の活動にご協力を賜りました皆さまに深く感謝の意を表すとともに

に、加盟団体の皆さまにおかれましては、この冊子を実りあるものとしてご活用下さいますようお願
い申しあげます。

奈良慈徹社会人権部長

今日は足元の悪い中、ありがとうございます。現在、全日本仏教会の中には同和委員会が、三月を以つて、社会人権審議会という名称に変わりまして、一つは人権部会、もう一つは社会部会として、理事長の諮問に答える審議会となりました。今まで、過去二十六年間にわたります、全仏の同和部落差別問題への取組みを同和委員会が担つていただいておりました。その歩み、と言いますか、二十六年間の中で様々な問題に取り組んでいただきましたこと、それを同和委員会で委員長お務めいただきた先生方に、糾弾の始まつた頃から、そしてその時期、時期の問題に関わって、お話をいただきまして、今日座談をしていただきました後また、文章化させていただきたいと思つております。また、文章化に当たりましては、何度か校正を考えておりますので、お手元に、字に起こしたものをお送りさせていただきますので、また一つご覧いただきたいと思います。そしてこの文章化したものをお一つの、取組みのまとめとさせていただきたい、と同時に、今回、理事長より諮問されております一つが、この同和人権問題、今後の取組みについて、という内容が諮問されております。この答申に当たる重要な部分を、本日のお話が、大変重要な位置を占めてくるものと思つております。お手元にありますのは本日の次第でございます。ご出席いただきました佐々木先生、出口先生、深澤先生、それぞれ、その時期の同和委員長を務めていただきました。それから、現在の、社会人権審議会で副委員長を務めていただいております、杉本先生に、本日、司会進行をお務めいただきながら、進行内容、一番から四番にかけまして、お話をいただければと思つております。一番は、同和

委員会設置と、その背景、どういう状況でこの同和委員会が設置されていったか、また二番は、同和委員会の活動と各教団の取組み、ことには、差別戒名、差別法戒名墓石問題、業・旃陀羅問題、といったことを中心に、どう取り組まれてこられたか、また三番目には、同和部落差別問題が、広く人権問題として、捉えていく上での視点、これをお話いただきたいと思っております。また四番目には、これから同和人権問題について、仏教界から社会へ、同和人権問題を発信する、啓発のための研修会や講演会の実施、こういった具体化したもの、また、差別問題は非常にその心の問題と関わる所でございます。いつの時代になつても、この差別の目といふのは、絶えることがないと思いますが、永遠の課題かも知れません、こういった意味合いからも、今後の同和・部落問題、そして人権問題の在り方を、ご教示いただけたらと思つております。ただ今から、四時までの間、約二時間と思つております、どうか、有意義なお話を承ればと、思つておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

杉本了憲同和人権審議会副委員長（以降杉本先生）

先生方にはお忙しい中、また雨も降りまして、お足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。私が今年度から新たになりました、社会人権審議会の副委員長を仰せつかりました。この社会人権審議会というのは、今は社会部会と、部落差別問題を始めとする差別の問題に取り組んでいく人権部会、その二つの部会で、それぞれ審議を進めているような次第です。私は部会長を

仰せつかつてはいるということから、今日は、こうした形で、本当に若輩者で申し訳ありませんが、進行役として少しお手伝いさせていただきたいと思つております。

まず、この座談会を開くこととなつた経緯と部会の現況をお話します。佐々木先生も深澤先生も、ちょうどこの改組の時期に委員をお務めでおられましたので、現行に至つた経緯等については熟知もしておられることがありますけれども、基本的に全仏に改組に向けた部会が設けられて、そこで、どういった全仏の組織の在り方が望ましいのかというご審議を繰り返される中で、「同和」委員会といふものが改められて今の審議会が設置されてきた。そして会を初めて開きました時に、これまでやつてきたこと、「同和」委員会が担われてきたこと、そういうことをやはり一度点検してとりまとめを今、してしまわないと、急に、まあ組織が変わつて、この諮問にどう答えていきましょうということでは、審議も深まりませんし、あまりにもこの二十年以上の歩みが、埋没してしまいうのではないかな、ということを非常に私個人的にも危惧したのですね。ですから、今お手元にお持ちのような、これまで、どういったことをされてきたのかとのとりまとめを、事務局のほうにお願いして可能な限り、作つていただきました。ただ、二十年以上前のことですので、文書で残つていらないことがあるわけですが、やはり、ただ表面的な、やつてこられたことの資料だけではなくて、そこにやはり、付加、奥行きと言いますか、実際に携わつていただいた先生方から、お話を伺いする中で、その経過報告だけではなかなか気づくことができない、そういうことの内付けを、それぞれの先生から、お話を伺いしてとりまとめていきたいと思いました。二〇〇七

年の末に、答申が期待されておりますので、その答申の中にもこの資料に加えて、先生方のお話も、文書に残して、最初の答申はお出ししたいな、というのが今の私の率直な気持ちです。ご承知の通り前の「同和」委員会は、例えば三つなら三つの研修会的な事業を行うについて、どういったやり方をやりましょうかというような企画から、実施に至るまで、非常に精力的な協議を重ね策定をしてきていただいたということがあります。ただ、今回の改組によつて、こういう審議会形式に変更となりましたので、実際に今、私たち委員も少しとまどつてゐるわけなのです。諮問に対しても審議をして答申していくという審議機関、と申し上げたらしいのでしようが、そういうものに今、変更になつております。ただ答申をして、その答申がどの様にいかされていくのかということについては、初年度でもありますし具体的な形として表れていないこともあるのですから、委員の先生方にも、そのようななどまどいが現実に今、おありになる、そういう意味で言うと、これまで委員長の重責を担つていただきたお三方の先生に、部長が申された四番目の、これから部落差別問題、差別の問題、人権の問題、そういうことを、全日本仏教会が、どのように考え、どのようなことを発信していくたらいいのかということ、今日、先生方から示唆をいただき答申にいかしていきたい、ということを思うところであります。

少し前置きが長くなつて申し訳ないのですが、今日の話題であります、一応、四点であります。それで、三番については多少まあ、表記の問題もあるうかと率直に思つておりますけども、これについてはやはり部落差別問題に取り組む中で見えてきたことを、他に多くある差別問題、社会、時

代社会から提起されているような課題に照らし合わせて、どういう形で、全日本仏教会が取り組んでいたらしいのか、というような内容としてお受け止めをいただければありがたいと思つています。もとより、部落差別の問題は、重大な人権侵害の問題であります。やはり部落差別問題の取り組みから見えてきたことと、そのことを基本として、部落差別をはじめとした様々な時代社会から提起されているような人権問題、そういうしたものにどのように取り組んでいたらしいのかというような、四番と非常に近いような形で、お話を伺えればという様に思つております。

それではまず、「同和委員会設置とその背景」という様に、事務局で柱を立てていただいております。私も資料を見ておりまして、だいたい三期に活動は大きく分けられるのだろうな、という様に思つております。一九七九年に世界宗教者平和会議でなされた、町田先生のご発言が端緒になつてですね、その年には「同和」問題の特別委員会が開催されていた。具体的に「同和」委員会として設置を見るのが一九八一年のことになります。これらの時期についてあまり、細かい記録が残つてないのが正直な所ですね。それで、私もちよつと気になりましたのでこれまで全仏で発行されました記念誌を二冊ほど読ませていただきたのですけども、やはりその辺のことについては、あまり詳しく書かれていらないこともありますものですから、まずは、やはり一九七九年の九月以降に特別委員会ができる、「同和」委員会が設置される、そして、八六年には「同和」推進部が設置されていくような歩みであろうかと思います。だいたいその辺を初期の段階としまして、一つの時代区分ができるのではないかなと思います。

その後、近年に至るまで中心的に論議されてきたのは、差別法戒名の問題。墓石修復を含めて。そして部落解放同盟からも要請のあつたことであります。やはり業・旃陀羅の問題。この二点を大きな柱として、意識しながらですね、「同和」委員会は歩まれて来たのだなということが一つ、この資料を見て勉強させていただきました。

さらに近年、深澤先生が委員長をおやりになつてている時に、例えば、東京で五木寛之先生をお呼びしたり、大阪で^{注2)}大江健三郎先生をお呼びしたりというような形で、部落差別問題から見えてきたことを基底に据えた形で、広く人権問題に対する一般への啓発ということを意識されてきた時代が、恐らくこの五年間くらいでしようか、その様に思っています。そういう意味で言うと例えばハンセン病の問題でありますとか、秋田で花岡事件の現地研修会を企画実施したりといった、部落差別問題で学んだことを、学んだことによつて見えてきたような、そういう課題への取り組みということがこの近年なされてきたんだなという様に思つております。

そういうことから、まず最初に、なかなか資料でも出てこない、一九七九年から、少なくとも、どうでしようか、一九八六年くらいまでの間のこととで、ご記憶のこととを有り体に、その時の状況をご記憶の限り教えていただければ非常にありがたいと、斯様に思つておりますので、よろしくお願ひいたします。



奈良慈徹社会人権部長、杉本了恵師、佐々木兼俊師



佐々木師、深澤深善師、出口芳演師

深澤信善先生（以降深澤先生）

佐々木先生は、最初ですか、委員会。

佐々木義俊先生（以降佐々木先生）

はい。記憶にある同和委員会は昭和五十六年頃からです

深澤先生

一九七九年（昭和五十四年）九月五日です、あの事件が起こったのは。

私は、曹洞宗宗務厅に入つて六年目なのですが、第一回糾弾会に出席したのです。曹洞宗の内局全員、課長職、職員、どういう選定がなされたかわからないのだけれども、お前行けと言わされて、一九八一年、一月十九日、第一回目の糾弾会です。町田老師は、その当時曹洞宗の宗務総長ですけれども、全仏の理事長でもありました。

全仏の理事長という職責のためにですね、要請がありまして、アメリカプリンストンでの、第三回宗教者平和会議へ行つたのです。その席上あの発言が出てしまって、そしてその後ですね、部落解放同盟から、委員長の松井久吉注3)という方ですが、曹洞宗に対して、公開質問状が来たわけですね。そこで初めて、この問題に気づくというか、これは大変なことだ、という意識を初めて持つたのです。同様に、全日本仏教会にも、質問状が来たと思います。それを受けてこの、「特別委員会」がで

きたと思うのですね、

一九八一年一月十九日の第一回糾弾会というのは、本当に仏教界全体に対するもので今までかつてない、雷に打たれたような、問題提起だったですね。本人のその発言というのは、部落差別問題を全く無視した発言として、解放同盟自体を、騒ぐ連中がいるというように、運動自体を否定する発言であったわけでありますし、回答書には、そのことを率直にお詫びするしかなかつたのです。本人の心の内側が、切開されていきました。本人自身に対する個人的な差別意識の糾弾と共に、私共が参加して、たいへん驚いたのは「差別戒名」の存在でした。差別戒名について、そこに出席していた曹洞宗或いは全日本仏教会の関係の方は誰も見たこともない。そして、「曹洞禪門法語全集」、これは、歴代の曹洞宗の祖師方が教えを分かり易く説いた上下二冊の本ですが。その、下巻の最後に、「小僧訓」という一編がありまして、これは「禪門小僧訓」というのですけども、その内容は、まさに、被差別部落の人にはかくかくしかじか、こういう戒名を付ける、という指南書なのです。この差別図書を提起されたこと、差別戒名の事実を突きつけられたこと、これはもう、もの凄いショックをうけました。そこから教団としては、取り組みが始まるわけです。

杉本先生

もうその当時、出口先生は「同和」委員でいらっしゃいましたか。

出口芳演先生（以降出口先生）

私、少し皆さんよりは遅いので、まだ居ませんでした。

深澤先生

浄土宗は、その当時、蓮池先生でしたね。

出口先生

はいそうです。それで同宗連と、^{注4)} 同和委員会とどちらが先にできたのですか。

深澤先生

殆ど一緒じゃないですか。糾弾会を受けて、これは大変なことだと、様々な宗教界の人々に呼びかけをしました。呼びかけ教団が四つ、ほんとは五つだったのですね。

杉本先生

五つですね。

深澤先生

どういうわけか、「校成会」がひいてしまったのです。

当初は「両本願寺」と「天理教」、それからあと「日本キリスト教団」が呼びかけ教団になつて、いろんな教団に呼びかけをしました。そして砂防会館ですよ、六月二十九日。約一千名近い宗教者がこの問題で初めて集まりました。

佐々木先生

最初に集まつたのが、三月の十七日で、その後すぐ今度は六月二十九日、同宗連なんかも結成されたのですからね。

深澤先生

そのあと「同宗連」の結成に至ると思うのですよ。

同じくらいではないですかね、「全仏」の方も、「特別委員会」を作つて、差別戒名の問題とか、これはやらないといけないという流れになつたのではないでしょうか。

出口先生

ですから、両輪の如く、全日本仏教会の同和委員会と、同宗連の関係が出来たのですね。浄土宗の先輩、蓮池先生は、同宗連の議長をお務めでしたね。

深澤先生

一九八一年二月二十五日が、同和問題に取り組む、全国宗教者結集集会の事前協議会。ここで準備されて、六月二十九日ですよ、その集会が開かれたのは。

杉本先生

そういう意味で言いますと、やはり「同宗連」の結成も町田先生の発言が元になつてゐるわけですしね。やはり、あらゆる宗教者が驚いたのだなと思うのです。

その時に、糾弾会にもご出席になつたということですけども、特別委員会は、当初ですね、この部落差別の問題については、どの様な認識であったと思われますか。

深澤先生

この頃の特別委員会については私、殆ど分かりません。内容は。

出口先生

始めの頃は、私もよく分かりません。

深澤先生

この取組の項目を見ると、国際シンポジウムとか同和対策事業特別措置法とかについての勉強会じゃないでしょうか、これは。

一九六〇年に、「同和対策審議会」が設置されて、五年後に、答申が出るでしょう。そのあと四年後に「^(注5)同対法」ができるわけですよ。そういう流れの、勉強をしている頃じゃないでしょうか。佐々木先生この頃、ご出席を、

佐々木先生

いや私は、教学部にその頃おりましたからね、行って来いということで、実際この同和問題にはタッチしてなかつたのですが、高野山が差別事象を起こすまでは。でも砂防会館には行きました。

深澤先生

同和局はいつからですか。

佐々木先生

一九八二年。三月第六十五次定期宗会において「同和局並びに同和委員会」の設置がなされ、宗団挙げて積極的に推進することになりました。

深澤先生

少し、後なのですね、一、二年。

佐々木先生

あとなのです。

深澤先生

曹洞宗の場合ですと、宗議会議員十名で、「同和」審議会というのが作られるわけです。どの様にしたら良いかと。そこで審議されて、宗務庁の中に、対処する、取組みをする、部局を作らなきやいけないということになり、一九八二年から、「人権擁護推進本部」。この部局を設置する時に名称をどうするか、大きな議論になりました。同和対策室にするのか。その時の曹洞宗の判断は、人権擁護推進本部でいいだろうということで、「人権擁護推進本部」でスタートしました。内容はまさに、差別戒名の改正と、差別図書の回収など、同和問題に関わる取組みです。

杉本先生

まあ、自分の教団のことを言うのもなんですけれども、真宗大谷派では既に、一九六九年には糾弾会が、難波別院輪番差別事件の糾弾会が開かれました。そのような事象があつても、例えば全日

本仏教会なら全日本仏教会の、加盟各宗のご教団にとつては、やはり他教団の出来事という感じだつたのでしょうか。

深澤先生

やはり全日本仏教会理事長という立場で、その当時の宗務総長が、発言したということが、やはり大きかつたのではないですか。

杉本先生

真宗大谷派の場合は、宗派内にそういう組織ができる前から宗派の僧侶が、もちろん大谷派だけではありませんが、部落差別問題を課題とされ、その活動が流れになってきて、今に至るのですけれども。

深澤先生

我々の教団は、まさに町田発言以降なのですけれども、東西本願寺は、これはもう水平社の時からですね、問題の指摘はあって、まあそれなりの対応というか取組みは東西本願寺もあつたと思うのですね。それ以外の教団というのはどうですかね、殆ど無いのではないですか。同和問題に対して。

佐々木先生

ないです。

深澤先生

曹洞宗なんか皆無と言つていいぐらいですよ。調べてみたら、宗議会議員の中でその意識のあつた人が、関西の人ですけども、同和問題について質問してはいるけども、ありきたりの答弁で、全く教団としての取組みになつてないです。この指摘を受けて、それ以後ですね真剣に始めたのは。

杉本先生

ある意味、逆縁つて申したらしいのでしょうか、差別の事実をみないまま当然のこととして、差別に対する諦めを説くような法話をしていることにさえも気づかずに、そういう形でやはり来たのだろうなと思います。その様な初期段階では、宗派でいろんなお立場でいらっしゃったと思うのですけれども、一九七九年から三、四年間の間というのはやはり、それぞれ教団の中におられてもあまり、詳しいことは響いてこないような、まだその様な状況だったということになりますかね。

深澤先生

とにかく、こういう事件が起つたということを全国に告知し、徹底するのには、時間がかかり

ました。この問題は、人権本部に任せときやいいのだという様な。そういう中でまた、差別事件が起きてくるわけです。そしてこれはもう、一部セクションの問題ではなくて、教団全体で、この問題を考えなくてはならないという意識は、徐々に醸成されていったのだと思います。

出口先生

やはり、スタートが、町田発言ですね。その後、仰ったように、差別戒名問題が出てきた。問題として出てきたけれども、実際具体的な取組みが始まつたのは、曹洞宗がやられてからで、その後他宗も、いろんな形で取り組むようになってきましたね。

深澤先生

指摘を受けて、初めて動いて、

出口先生

動きました。

深澤先生

糾弾を受けまして、直ぐに、差別戒名調査プロジェクトというのを作りましたね、十人くらいの

人数で、四十ヶ寺を足で歩きました、群馬、埼玉、長野。そこで、初めて教団として、差別戒名の存在ということを確認したわけです。その後、全国調査をやりました。檀信徒の中に、被差別部落の出身の方はいるか、かつていたか、差別戒名があるか、そういう差別事象があるかつてことをアンケート調査して、九十何パーセント返りましたけど、全体的な寺院数からみれば比率は低かつたですね。まあ、五百ヶ寺くらいですかね、一万四千七百の、五百くらいですかね。「ある」と回答した寺院について更に二次調査をしまして、本当に差別戒名があるお寺を確認したのは、ぐつと数が減りまして、二一八ヶ寺でした。それから、結構な時間がかかりました。十年ぐらいかけて、全部足で歩きまして、墓石の写真を撮り、過去帳の差別表記に付箋を付けて、写真を撮り全部抜き書きをして、改正のための台帳作りに約十年かかりましたね。

杉本先生

そういうことに繋がっていく歩みの中で、例えば、「同和」推進部が一九八六年に設置された、そこで、研修会の企画実施がなされました。初期の研修会というのは、役職者研修ではなくて、担当者研修なのですか。

深澤先生

そんな感じですね。

出口先生

確か連絡協議会とか言つたのですね。

深澤先生

この項目見てみると、糾弾会の内容の報告とか、各宗派で、差別戒名の調査についてとか。やはり、担当者が集まつてその報告を聞いて共通認識を持つとか、情報交換をするといったようなことだったのでしょう。最初の頃は。

杉本先生

本来であれば、これだけ大きい課題が突きつけられたですから、もう少し具体的な歩みが残されていても良いはずだと思いながら歴史を見ていましたが、やはり、取り組みというか審議の議題を見ていくと、やつとこの時から始まつたというのがよく分かります。部落差別問題を意識したのがこの時期なのかな、というように思いますが、その辺はいかがですか。

深澤先生

そうだと思いますね。

佐々木先生

ですから、それ以前、明治の末から大正の始め頃ですと、既に両本願寺が、融和問題関係など、一如会（西本願寺）とか真身会（大谷派）とか、その様な教団もできております。その後、高野山が昭和の初め位から、正式には昭和五年ですが、融和問題研究会というのが、できています。水平社ができてからになりますが、その頃は、両本願寺が既に、水平社ができたと同時に、活動をしていまして、一番古いのは両本願寺。

杉本先生

そうですね。水平社からは、設立当時から募財拒否の通知を頂戴しておりますからね。

深澤先生

当初の頃は、各教団で高野山の糾弾会には出ていますから、各教団が、その差別事象で糾弾をされた内容を、委員会の中で、情報提供をし、一つの仏教界としての、共通認識を深めようと、そういう風な傾向だと思います。

杉本先生

そうですね。そのようですね。具体的には、五九年でしたか、運動体から、質問状が届きました、

そういうふた外からの促がしがあり、より具体的なものに変わってきたということです。

深澤先生

そして、各教団が、差別戒名の存在を認めて、改正、回収、取組みを進めていく中で、何故、差別戒名が生まれてきたのか、という様な理論的な裏付けをと、そういう問題になつてくるわけです。そして出てきたものが、旃陀羅問題です。長野県のある寺院の墓石に、差別戒名があつて、何々旃陀羅だったのです。その他にも革男とか畜男とか、色々その賤称はありますけども、旃陀羅という言葉 자체がもう、戒名の中に彫られている。

杉本先生

そういうふた意味で各派、大谷派の場合も差別法名が発見されたことを契機に法名といふことの問題であるとか、過去帳の閲覧禁止の取り組み、そういうふたことの運動展開になつてきています。全仏でも差別戒名、差別法戒名墓石問題への取り組みは、今でも続いています。

深澤先生

そうですね、まだ完全に終つたわけではないですね。

杉本先生

曹洞宗の場合は糾弾会の時に、具体的な写真であるとか、資料を運動体が提示される中で初めて、宗派として気づかれたということですが、浄土宗の場合はどうだったのでしょうか。

出口先生

浄土宗は、曹洞宗を先生のような形で、取組みを進めてきたわけです。でもやはり先ほども話が出ておりましたが、その差別戒名つける原点となる書籍が、浄土宗にも、あるのです。

深澤先生

そうですね。

出口先生

そのようなものから、浄土宗としても取組みが始まったのです。差別戒名、墓石の調査を、やりまして、その結果が出てくるまでは、結構時間がかかるります。平成八年に先輩と交替した時期ですが、そのあたりから、改正問題が、本格的にスタートするのです。それまでは、準備、或いは調査、先ほど話がありました、長野、埼玉、群馬あたりに多く存在し、その調査をしましてね。ところが、実際に改正をすすめるに非常に難しい問題がありましてね、金銭的な問題と、それから、

墓石を改正するということになりますと、お施主さん側の問題が起ころうですね。浄土宗も、曹洞宗さんの見本を見せてもらいましたし、そのあとを追いかけていたという状況ですね。

深澤先生

そしてある程度、データが見えてきたところで、どのような形で改正をするかという、要項を研究したと思うのです。研究所の宗教部会、或いは中央本部の担当の方々の意見を聞き、基本方針を作つて、そこで一応、合意をしまして、改正を始めました。

出口先生

そうですね。長野においては、特にその様なことに厳しかったですし、曹洞宗だけがやるのでなく、仏教界として、その様な取り決めを、やりまして、委員会なども、地元で設立し、改正を進めていきました。それに対して全仏の同和委員会でも、改正された墓所へ見学に行つたり、現地研修つていうのが出てまいりました。

深澤先生

それともう一つ、取組み、改正作業について、「明治」という問題があるのです。江戸時代では一度、寺檀関係結んでしまうと変えられなかつた、宗門人別帳によつてですが。ところが明治では、

ある意味での信仰の自由があつて、被差別部落の方々も、宗派替えをしています。明治からは、もう百年を経過していますから、かつては、曹洞宗、或いは浄土宗、今は他の宗派の門徒になつている状況が結構ありますね。

その場合に、改正をどの様にしていくかということは、一宗派だけでは、解決できない問題もありました。そして、絡んでいる宗派は、担当者が協議をしながら、改正していくという、そのような例も随分とありました。

杉本先生

私も、この差別法戒名墓石の問題を考えさせられる機会がありました。宗務所に入つたのは二十一年前ですが、丁度その頃、墓地自体を全部改修してしまうというような動きがあつたと記憶しています。

深澤先生

ですから、宗派によつては改正方法、墓石をどう扱うかがあつたわけです。曹洞宗の場合は、礼拝対象で祀つてきたのだから隠してはいけない、碎いてはいけない、埋めてはいけない、三原則。それで、戒名を付けた寺の境内地に、三界萬靈供養塔を建て、そしてそこへ無縁墓石と一緒にお祀りをしました。これは、自然に風化するまで、寺が供養するという基本方針だったわけですね。

杉本先生

なるほど。それは今も変わつておられない。

深澤先生

変わつてない。しかし、小諸へ行きました時には、真宗大谷派でしたか、地域の、東本願寺の関係の門徒の差別戒名は、一箇寺に集めましたよ。

そして、私、勉強のために見学に行きました。そうしましたら、寺院の境内地に、倉庫みたいな建物を建立しまして、全てその中にあるのですよ、そして鍵を掛けている。そういう状況はありましたね。今はどうなっているか、あのままなのか、どうなのか分かりませんが。

杉本先生

ええ、あのままだと思います。

深澤先生

だから日の目も見ないわけです。

杉本先生

確かに、私も入ったばかりで、その前になされたことを詳しく承知してはいないのですが、例えば境内地つてことじやなくて広い、公園の墓地のような所の改修事業がその当時ありました。そうすると、各宗各派の差別墓石を・・・

深澤先生

大きいコンクリートの中に全部埋め込んでね、あれは全て差別戒名墓石ですよ。「望月」のあの墓、共同墓地。

杉本先生

はい、共同墓地。私はそれを見まして、いろいろ考えさせられた記憶がございます

深澤先生

「見せ物」になってしまいますね。

杉本先生

浄土宗でも、本当に取り組みの最中だと思いますが、当時も今も、いろんな問題があることを伺いました。施主の問題であるとか。そういう意味でも、差別法戒名、また墓石、といふことに

ついて、これからどの様に進めて欲しいとお考えですか。

出口先生

各派取り組んで、現在も改正作業を進めていますが、改正方法が本当にそれでいいのかどうか、私も少し疑問に思う部分があるわけです。それは、宗門としての考え方と、施主側から見た考え方と、運動体としての考え方と、二つの考え方があります。宗門としては、寺院檀家の戒名ですからね、表に出ていていることに対する対してはやはり抵抗がある、これはやはり目に触れない方が良いとという思いもあると思います。丁重に、お祀りすることはするのですが、ところが、運動体の方から見れば、何も無かつた事にするのではないか、という懸念があるのですね。過去の歴史は、隠せないのだから、これは歴史として残すべきではないのか、という考え方があるのです。施主は、そういった事を表に出されると困るのだという思いもあるのです。しかし、部落差別を無くす運動に、協力するという意味で、承諾をしていただいています。それで、まあ、私共の場合でしたら、寺の境内でお祀りして、お寺で、一年に一度なり二度なりの供養をする、或いは施主もお参りして、香や花をお供えしています。しかし、この先、将来へと続くわけでありますから、そのままでいいのかどうなのかという思いは、住職の思いでもあるわけです。ですから先ほど言いました様に、丁重にお祀りはするけれども、お堂の中でお祀りしようではないか、あまり、第三者の目に触れない、第三者から、見られないような形にして欲しいという意見が強いのです。ところが今までは方針が

あつたものですから、担当者としてもそれは苦しいわけです、苦しい部分があるので、意見の相違があつて、改正が進まないという部分があるので曹洞宗さんの方はどうでしょう。

深澤先生

まだ、残つているところが二十箇寺くらいござります。

出口先生

それがあるのでですよ。そういう部分で残つている。

深澤先生

残つている状況というのは本当に、難しい状況の寺が残つてしまつ。一つには住職の、姿勢の問題、それからもう一つはその檀信徒の離檀、かつてここであつたけども離檀しているということ、墓石ですら所有者が分からぬといふものもあるのです。その、共同墓地ですからね。どこの家の先祖がというのが分からぬ、といふものもある。ですからこれらはまだ、少し時間がかかるだらうと、想像されます。でも、九十何パーセントはいきましたからね。

佐々木先生

全仏では、五十四年以来、糾弾会の時に、^{注6)}上杉委員長から、全仏教教団に対し、差別戒名墓石等の調査を徹底してするように指示された。また新聞には（朝日・毎日・読売・産経等）載りました。そして調査をしていく内に次々と差別戒名墓石が発覚してきたようなわけです。

杉本先生

高野山真言宗というよりも真言宗全体としてでしたね。差別法戒名の取り組みというのはどうでしようか。

佐々木先生

ええ、何回か中央本部から来ていただいて説明を聞き、そして糾弾会の時に、中央本部からの指示が皆、仏教教団にありましたから、全部調査をするということになり、高野山真言宗でも、直ぐに全寺院の調査をして、文章ですけどね。それをすると同時に、五十七年に、同和局というものを設置しまして、また、同時に各宗務支所長を、その支所の同和委員長に任命し、調査をすすめました。

杉本先生

そういうつた取り組みの時に、例えばご寺院、住職方の意識というものはどの様にお感じになります

したか。

佐々木先生

それはもう、言われるようによね、やはり色々ありましたね。

杉本先生

そこで、全仏でもそうですが、この二十年、それぞれのご教団で差別問題の取組みとが進捗するわけです。そういうたなかで、例えば差別法戒名、または墓石、それらの改修に関する理解みたいなことは、進んできたという風にお感じですか。

佐々木先生

それは一定ですがね、進みました。と同時に差別戒名の指摘を受けた時には、もうすでに第一回糾弾会の時からもそうでした。現行の寺院がやっている、戒名を重要視している、この問題については、この時から指摘がありました。院号戒名からです、大姉とか居士とかは全て違うではないかと、この辺は差別ではないのかというね、指摘はありました。その時点では、差別ではなく、寺を維持するための、一つの区別だということで説明をしていました。ですから、そこまでは運動体もいきませんでした。いわゆる、戒名の中に明らかに読み取れる、その穢れとか、そういうった文字、

或いは革男、畜男、そういう位階、部落差別の線引きとして、スタートしていました。後になりましたと、過去帳等色々調べていきますと、やはり朝鮮人の方の問題も出てまいりました。鮮人という表記とかです。そういう事柄が出てきまして、過去帳というのはしつかり点検しなくてはならないという思いはあります。

杉本先生

私も宗務所入所当時、差別法名の調査に出向きました、実際にご寺院に行つてですが、過去帳を拝見させていただきました。直接、差別記載ということではなくも、やはり過去帳に書かなくていいことがありました。

深澤先生

過去帳というのは、精靈簿と言ふことで回答したわけです、運動体に。ということは、亡くなつた方を供養するための台帳だということであるならば、供養のための台帳だとしたら余分な記載は要らないのですよ、本当は。でも江戸時代の過去帳というのは、その時代の戸籍ですから、どちら様々な事が書いてあるんですね。だから今日から見れば人権侵害的なことも沢山、死因まで書いてるものもある。

杉本先生

そういう意味では、例えば解放令^(注7)がでて、身分制度は残りましたが、少なくとも被差別民衆に対する身分制度は法的に廃止された。でもそれ以降の過去帳を拝見しても、やはりありますよね。

深澤先生

ありますよ。だから、本当僅かな例だけでも昭和まであるのですから。我々僧侶の悪い癖で、先代がやつてきた事をそのまま踏襲してゐるわけです。いわゆる革男とか畜男とかは、明治四年以降激減致します。解放令が出まして、法律の大きな影響でしょうね。激減するけれども、やはり部分的には少し残つていました。

出口先生

差別法戒名・墓石改正で難しかったところは、内容を宗内に周知して理解してもらう事でした。議会議員や公職者、各教区の人達に知つてもらう必要があつたので、様々な研修会・講習会で、この問題を取り上げてもらいましたが、関心度は高かつたです。

深澤先生

浄土宗はその点は、総本山を始めとして、あと大本山七つですか、その差別戒名物故者追善法要

が交替にいくのだと。全部回って今度はその本山のない地域、北海道などにね、今年どこでしたか。大本山のない地域でも、その管内の宗派の僧侶を集め、教育をしています。それは、かなり良い成果が出ているのではないでしょうか、意識としては。

出口先生

そうですね。

深澤先生

曹洞宗では、兩大本山で毎年修行しています。宗会議員は全員行く事になっている。全国的に、その事を知らしめるということでは、本当は浄土宗が行つた方法がいいんです。しかし曹洞宗の場合は二つ本山があるですから、少しそういつた面で、弱いですね、様々な反省がありますね。それを変えようと思つたこともありますが、やはり本山で行うのに意味があるのでですね。

出口先生

お坊さんを養成する時、内容のある話をしつかり入れ、そこで勉強してもらわないと、正式な僧侶になつてから研修会しても、忙しいから参加できない。ですから、徹底が難しい。大学を卒業して来る人は大学でしつかりと、そういう勉強してほしい。養成講座を出てくる人達には、人権問題

を学んでもらっています。

深澤先生

昔は住職の辞令を出すのには、書類さえ揃つていれば良かつた。それでその宗務所から、奥書きして、本庁に来れば、審査して、即住職任命、管長名でもつてね、何々住職に任ずると出ました。ところが、それではこれからの時代、もう少し住職をしつかり教育して、法人管理の意識も持たなければいけない、というので、何年か前から直に渡すことにしたのです。ということは、宗務庁に一泊して必ず研修道場にて、四コマの講義を受けるのです。宗教法人法の管理の問題。宗旨・教義について。その中で必ず一つは、人権問題を入れるわけです。そこで、この差別の問題を、曹洞宗が何故やるのか、ということを二時間、しつかり講義をするわけです。そして四つのコマを、受けて、次の日に、管長が自ら辞令を手渡しする、こういうシステムに切り換えたのです。

出口先生

今年、宗門で人権教育シリーズ「平等へのめざめ」という冊子を出したのですね。必ず僧侶の資格を取る時には学んで欲しい、ということで・・・そういう事をしないと周知がむつかしいのです。人権・差別戒名の問題や、過去帳の問題も時間が経つと意識が薄められていくのが心配で。

杉本先生

例えば初期の頃、差別法戒名に、過去帳も含めてですね、取り組んできて、その当時も研修を色々やっていますけれども、現地研修も含めて、初期では、やはり話題はそのようなことが多かったのでしょうか。差別法戒名をテーマとした研修ですね。

深澤先生

でしょうね。全仏が主催する研修会での参加者というのは、行政にいる人が殆どのため、教団の末端まではいかないですね。殆ど、そうなのではないでしょうか、我々がやってきたのは各教団の宗務厅にいる職員何人かを、人数割りなどをしまして、ですから、ここでやることは良いのだけれども、教団の末端まで浸透しないね。

杉本先生

それでは「同和」研修と銘打つてやってきました研修会等は、いかがでしたか。例えば、参加者の殆どが人権問題とか、差別問題の担当部署の職員の方々がお越しになつておられた。

深澤先生

一つは、担当者だけ集めたのもありましたから。情報交換としてね。

杉本先生

それで、もう一つ、全仏主催という形の一般へむけた事業が実施された。

深澤先生

あれも結局は、もっと枠を広げ、全日本仏教会同和委員会が主催して、人権啓発・同和学習会がありますよ、ということをもつと一般に告知しても良かったのですね。でもそこまでやつても人は集まらないかも知れないけど。でもそういう流れで二十年が過ぎてしまった。かなり後になつて、部落問題だけではなく、全日本仏教会という組織がある以上、社会に対し、こういう問題を発信していくべきだというので、人権啓発講演会にして、三回程やりましたね。

杉本先生

初期はやはり、取り組みを少なくとも、それぞれ宗派の担当者には承知してほしいということが願われていたのでしょうか。やはり対象が限定されていたかな、という感じをお持ちですか。

出口先生

そうですね。同宗連でも、言つてみれば似たような形で、両方でやっていましたね。担当職員だけじやなくて事務所職員の教育という意味では、違う部署にいる職員にも参加してもらつたりで、

両方あつて良かったかなと。

深澤先生

交替で参加していただくということで、勉強をしてもらつたということですね。

出口先生

しかし一般教師の方々へ、ということではなかつたですね、ちょっと所帯が大きいですから。

杉本先生

佐々木先生は如何お考えでしたか、初期の段階では。

佐々木先生

今、言われたように、高野山でもそうでしたし、そういうことは皆、同じようなことではないかなど、感じておりますね。担当者連絡会が、全仏でも、うまくいってきましたからね。

深澤先生

この様な提起をされてから始まつたことなのですが、教団の中では、一時、同和問題、部落差別

問題のアレルギーが凄かつたですよ。人権アレルギーといいますか。

杉本先生

それはやはりこの時期ですか。

深澤先生

そうですね、取組みが始まつてからですね。昭和五十年代後半。あらゆる研修会の折に人権学習を実施する、という行政命令が出るわけです。そうすると、担当者は、計画をしますね。でも、その時間になると、地方での、研修会なんかでは人がいなくなつてしまつ。その時間になると人が帰つてしまつとかね。そのような、変なアレルギーが随分と生じた時代があるのですよ。やり方等もまづかったのかも知れませんね。でも人権学習は、アレルギーを持たれたら絶対駄目ですからね。今は随分と回復はしましたけど。

杉本先生

最近はまた、当時とは違う方向であります、やはり根っこにあるのは、何か自分とは関係ない問題なのですが、という意識がどこかにありますね。

佐々木先生

それはきついですね。

出口先生

今お話をありましたように、研修会で人権問題の時間をどこに入れるか。最初に入れるか、真ん中か、最後に持つてくるか。最後に入れるから帰ってしまう。メインの話は真ん中に入れますがどうしても前後になってしまふ。ですから思い切つて真ん中に入れる。その様な方法を使ってやればいいのですが、願いとして・・・

深澤先生

浄土宗は一泊二日ですね、差別戒名の法要と研修は。

出口先生

はい、そうですね。

深澤先生

私は一度、鎌倉の光明寺へ講演に行かせてもらいました。関東地区の、浄土宗の僧侶が二百数十

人ちかく集まりまして、たいしたものでしたね。

出口先生

毎年、二百人ほど集まります。講師先生は宗門だけではなくて、宗内外から来ていただいて、様々な話ををしていただいていますが、もっと視野を広げて、裾野を広げて、関心のある多くの人に集まつてほしいと願っています。

深澤先生

人権学習は、だいたい中央本部の方々にお願いすると、^{注8)}組坂委員長が出られる所は全て出でくれましたよ。出られない所では、中央執行委員の方に来ていただいて、講演していただくわけですね。講演もよいけれど、形を変えるなどするとね、意識が変わってくる。私が担当していく、大きく変わったのは、人権コンサート等をやりましてね。ソプラノ歌手の渡辺千賀子さん、あの方を、私が初めて東京へ呼んだのです。それで、曹洞宗の宗議会議員の人権学習、議会中に、コンサートをやってもらつたのです。私が提案をしましたら、中には反対する人もいました。少し冒険的でしたが、やつてみたら好評でしたね。涙を流された議員もいらっしゃいました。そして内局でも、これは良かつたと、今年はこれを九管区でやる、ということになりました。北海道、東北など九ブロック行つてもらつたわけです。人権コンサート。これに檀信徒の代表にも集まつていただき、も

のすごい効果観面でしたね。今年の学習は好評だと、こういう切り口でゆけば、人権問題、或いは差別の問題も、柔らかく入っていけるのですよ。それはとても良かった。

出口先生

全仏の同和研修会に森田先生に来ていただきましたね。
(注9)

深澤先生

そうですね、森田先生も。ですから切り口を、色々変えて工夫をしたほうがいいですね。

出口先生

今年は浄土宗でも渡辺千賀子さんに来ていただきました。殆ど語りでしたが。最後に十分程度、歌つていただきました。オペラの先生ですからね、とても良かつたですよ。本当に今年は良かったと思います。今後は、このような講師さんがいますよ、というような情報を発信してもらうとありがたいですね。

杉本先生

研修会を続けられる中で、担当職員の意識が格段に上がってきたようなことは、あったのでしょ

うか。

深澤先生

この問題に取り組むことに対し、反対意識の方々もいたわけです。

杉本先生

それは、ご宗派の行政の方などですか。

深澤先生

職員の中で差別発言をしてしまいました。糾弾を受けたわけです。例の神奈川県の講演事件です。二度目ですね。ですからあれは、普通は神奈川県内で起こった問題だからそれは神奈川県連が提起しますね。ところが二回目ですからね。一気に中央本部に上がってしまって、中央本部の糾弾になってしまったわけです。

杉本先生

今まで、差別法戒名、墓石の改修など、各教団の取り組みもお話をいただいたのですが、全仏の「同和」委員会として、業の問題についてはどのように受け止めたかというあたりはいかがですか。

深澤先生

平成元年から、業・施陀羅研究会というのが出てきますね。

結構長い、三十何回。その途中、中断というか、交替したりとかもあります。が、平成九年まで、各教団のそれぞれの学者が発表しておられるわけですが、どうですか、どれだけ教団に浸透をしているのでしょうかね。非常に程度が高い学問的な立場で喋られるでしょ。業の問題は、難しいですよ。本当に。

出口先生

この業の問題は私も、僧侶養成講座で講義をする場面があるのですが、ここまで来たら止まるのですね、やはり。業の問題を研究している学者さん少ないし、業論はこの本を読みなさいというようなものが出でない現状があると思うのです。非常に難しい。難しいですね。下手なこと言うと、具合悪いし、色々な意味があるから。そういうた意味で、継続中であります。私も、終わっているとは、思えないですね。永遠の問題じゃないですか、これは、差別の問題と一緒にで。

深澤先生

この業の問題は、しっかりと、仏教界で受け止めをしなくてはならないと思います。非常に差別的に受け止めています。そこをやり直さないといけません。それで、曹洞宗の場合は小森龍邦さん。

今、広島県連の顧問になつておられます。あの先生がやはり、仏教・業の問題に関しては凄い造詣がありまして、何年か前から、掲示板問題にからめて、未だ広島県連とは、勉強会をしています。道元禅師の業思想について、広島県連に報告しているのだけれども、それも不充分でした。それを踏まえた上でもう一度、仏教の業思想というものを、検討してほしい、と要請がありまして、月一回のペースで五十数回研究会を行つてきました。ようやく、それが今までまとめる段階まで来ています。できるだけ易しく書かないと分からぬからね、一般には。それと二十何年もこういった取組みをしてきました。あまりにも、稚拙なものを含めまして、差別事象とか事件が多いのではないか、何故これだけの取組みを教団が行つているのに、ボロボロと差別事件が起るのか。その背景というものは何なんなのかと、ということを問われていてます。

出口先生

業論という、もう、業ということ聞いただけでも、イメージとしては、もう暗いほうのイメージでしょう。仏陀の説いた業はそんなことではない。そのようなイメージを持つということは、途中で歪んだとしか考えられませんね。本当に業論、業とはこうだ、ということをはつきりとわかりやすく出していく、ということが大事だと思いますが、それがなかなかむつかしい。

深澤先生

「善惡因果經」などで現在の結果は過去の業の報いであると悪しき業論を説いてきました。極端な話をすれば、被差別部落に生まれたのは、過去に悪しき行為があり、その結果がそういう状態になつたのだから諦めろという、この様な考え方をずっと説いてきたのですね、仏教教団、仏教者は。

出口先生

私が思うのはね、各宗派で伝法を行いますね。その時、自分の宗派をしっかりと守ろうとして、宗派を変えるということをよくない、と言いませんか。どの宗教でも宗教を変えたり、信仰を捨てるなどを戒めるのですが。

深澤先生

檀信徒へ、ですか？

出口先生

はい、檀信徒に。そのネタに、この業論を出すわけですよ。その様に宗派や、信仰変えをするということは良くないぞと、戒めと共におどしとして、もしそのようなことをすると、よくない事が起るかもしませんよ、と言うような。

深澤先生

桐喝の業論ですね。

出口先生

過去、そういうことに使つてきたのです。今も、口では直接言わなくとも、宗派を変わるとということは良くないことだと言つていますよ。伝法の時。私は、それは桐喝ではないのか、という様なことを言つたりしましてね、その様なことと言うから、良い評価を受けていませんけれどね。現実そういうのです。そういうことを理解しないと、その業論というのは、出てこない、私はそう思うのです。根本的にはやはりこちらの思いを、変えないと。

深澤先生

説教の中に、一つの方程式を作つたのですよ。業、因果の問題を。それを、一つのパターンで公式を決めてしまい、全て、それに当てはめ、それがみな差別になつてしまふのですよ。ですから、業といふのは、極端な話ですと、やはり語れないですね。自分が自分に語るのはいいのです、自分が業的の存在だということ。でも、それを他人に当てはめたら、これはもう差別業になつてしまふのです。そういうことがようやく、この研究会をやる中で、皆が共通認識として、持ててきましたね。だからそれをどうやって、今度は、広く伝えていくかというのは大きな問題です。

出口先生

社会一般の中にも、入り込んでしまった、何か悪いことが起こつたら、それは「業や」というようなことをね。

深澤先生

ハンセン病なんかその例です。経典にあるのだから。

佐々木先生

全仏で、私が委員長の時に、ハンセン病の問題が出でてきまして、あの時、岡山で全仏の研修会をやつたわけですが、それからあまり、業・旃陀羅問題を言わないようになりましたね、ハンセン病の問題からね。

杉本先生

業・旃陀羅研究会、これはずっと続いて三十六回でしたか、開催されてきていて、一応その研究会が見られなくなつたのが、九十八年からなのですが。

深澤先生

九十八年か、九十七年で終わつてしまつたのですね。

杉本先生

そうですね。それまでの成果が、文字化されているわけですけども、その、直接的に九十八年の段階では、これで一区切りついた、というような雰囲気だつたのか、それとも、もうここまで、もう今は精一杯だというような・・・

出口先生

それとやはり、人権問題と関わらず、各宗派に多くの学者がおられますが、業問題の研究者は少ないと思います。そうすると、まあ当番決めてね、その宗派で、今度発表してくださいつて言つたつて、人選をしても、受けて頂かないと発表できない、という状況、これがまず原因じやないかなと思うのですね。片寄つて同じ宗派の人達ばかり、次々と出てきてもまた問題あるので。

深澤先生

それから、解放同盟の全国研究集会、或いは高野山の夏期講座からも、この問題は忘れられたのですね。

杉本先生

宗教部会がなくなりましたね。

深澤先生

そうですね、意欲を削がれた感じですね。宗教者に対して、教団に対して。やはり参加して自らが、宗教者、僧侶として出るのであって、分科会の時に、宗教のテーマが、やっぱり欲しいですね。

最近なくなってしまっているでしょ。

杉本先生

ないですねえ。

出口先生

部落解放研究所で、今は歴史部会と宗教部会が一緒になっています。単独で宗教部会がないと……

杉本先生

そうですね。そのことは宗教者自身の課題として見つめなければならぬと思います。例えば全日本仏教会なら仏教会という中に「同和」委員会があつてですね、そこで取り組みをされてきた。これは私も読んだのですが、やはりそれぞれ宗派の、なおかつ研究者の発表や業論の理解であつたりします。当然經典が違うわけですから、それぞれ加盟教団が等しく、こうだというものを生み出すことが困難であることは分かりますが、やはり、まとまつて共通認識できるような、そういうものを作り上げていかなければいけないというような意識は、どうだつたのですか。

出口先生

いや、考えないでもなかつたのですよ。しかし、我々のレベルで、それ以上できませんね。そうしますと誰に来てもらつか、という問題も出てくると思うのです。どこかの宗派で、責任を持つてできるか、というと、それも難しい問題。では、この先生方、集まつていただいて、そういう作業できるのか、簡単にはいかないでしよう。我々、その当時の事務局レベルで文章にできるのか、それも無理でしよう。まあ、それが一つ問題で、私が、しつかり取りまとめて、責任持つてやる、というような先生がいらっしゃるならいいですよ。これは、そういう意味で、もう手を付け難い、叱られるかも知れませんけどね。

佐々木先生

各宗派、教団、教団で出す、とじつとしてやつたら話は分かる。そうするとこれはできてくるのですけど。

出口先生

教団の中で、一つまとめてください。それは可能だと私も思います。

杉本先生

具体的に、業・旃陀羅の問題に対して、当初から求められているのは、このことに対する明確な回答だと思います。運動体注10)から求められたのは、それで一度、全仏としてこれに対して見解だけは示されたのでしたね。それが旃陀羅解釈に関する回答として、これが唯一、全仏としての回答ではないのかな、という風に思っています。佐々木先生、この辺のいきさつについて、何かご存知ないですか。どの様にして取りまとめられたとか。

深澤先生

何年くらいでしたか。

杉本先生

一九八四年です。部落解放同盟^(注)11)が緊急の質問状を出されて、短い文章でしたが回答しているのですよ、全仏としてね。

杉本先生

これはやはり、委員会でとりまとめられたのでしょうか。

佐々木先生

そうですね。委員長と副委員長が委員会のあと、それをまとめ役として、恐らく残業して書いたと思います。高野山真言宗も私ではないのですが、もう亡くなつておりますが、もう一人の方が、まとめ役になつていました。

深澤先生

これを、正式な文章として回答したのですかね。

杉本先生

私は、その回答書を見たことがないのです。

深澤先生

これは、要訳かな。

事務局

業・旃陀羅についてのことですか。調べてみます。

深澤先生

これでは正式な回答書にならないですよ。

杉本先生

多分、本申があると思うのですが。

深澤先生

これは要約だと思うのですね。

杉本先生

それぞれ加盟教団が認めたものとして唯一あるのは、それだと思ってているのです。

深澤先生

それでこれを、解放同盟へ報告されて、恐らく、また同盟から、各教団に対して、旃陀羅についての、それぞれの教団での見解を求めてくるだろうと、いうことを予想したのです。曹洞宗の場合には道元禅師の正法眼藏の中にも、この旃陀羅の言葉が出てくるわけです。そこで永平寺がいち早く、それを先取りして、旃陀羅問題研究会を作りましてね、永平寺の機關紙に、審議された内容を十ヶ月くらいか載せまして一定のまとめができるのです。それで総持寺のほうも始めたのです。永平寺は早く出してしまったのですけど、一昨年、総持寺から伝光録という瑩山禪師の書物の中に、旃陀羅＝悪人という表現がある、これに対する、一応検討した報告書が出ました。けれども、教団について求められているので、それをまとめていくという課題が残っています。

杉本先生

恐らく、当初からこの「同和」委員会では、まとまったものを出すというよりも、各加盟教団からの発表をとおして学び合っていくという取り組みをされてきたということなのかなと、お話を伺いする中で思った訳ですが、やはり、先ほど申されたように、すでに宗教部会がなくなつてきただということ。そのようなことを、仏教界として考えていく、ある意味、中心的な所はどこになるのでしょうか。

出口先生

まあね、こちらの、全仏のサイドから、「こういった問題あります」と、研究所のほうへ、情報提供をしたりして、こちらから逆に持つていけば、また向こうも、受け止めてくれますよ。今までに向こうから来るばかりですね。だからこちらからもね、出せるように、その様な間柄になつて、お互にまた、研究できればいいなと思いますけどね。

深澤先生

研究所のスタッフも、宗教部会に関するある程度勉強した人も、まずラインを引いてしまつているからね、やはり弱いでしょうね。それで結局同宗連事務局長が入っているでしょう、宗教部会の企画委員みたいにね。そういうた流れですから、全国研究集会や高野山の研修会からも消えてしまうのですよ、宗教の内容のものがね。

杉本先生

折角これだけ継続してやってこられたのに、現在では休止しているということは、困難さもありますけれども、改めて考えさせられます。

深澤先生

部落差別には、やはり穢れの問題がありますからね。この問題は宗教に関わるわけで、これはやはりね、運動体も、継続していく姿勢がないと、困りますね。

杉本先生

そうですね。特に、「同宗連」では取り組めない部分もたくさんあるわけです。この全仏であればこそ、という部分がやはりありますよね。

深澤先生

仏教というスタンスの部分で、ですね。

杉本先生

研究会をとおし、ご苦労いただいていたのだろうというのは、本当に思うのです。ここまでやつてこられて、各宗派に持ち帰られてね、実際はやつておられることだと思うのですが、今後、その辺のことが分からなくなってくるかも知れませんね。皆様のご教団では如何ですか、これが出されても、どの範囲まで、ご活用になられたのか。

深澤先生

これ各教団十冊ぐらいずつ、十教団に配られているのです。もともこれは機関紙「全仏」に全部載っていたものですので。

出口先生

もう、事務局止まりですね。これを使って何か、研修会開くとか、浄土宗では、やっていません。

深澤先生

取組みが二十五年間になりますが、この間もずっと、糾弾ですよ、曹洞宗の場合は。ようやく、町田老師の糾弾が二年間五回で終結し、直後、広島で家系図問題というのが起ります。広島県連の指摘で。これが六、七年続くのですよ。その後、今度は栃木県で住職差別発言が起きました。これが十何年です。そこで提起された内容というのも、それぞれが非常に重い問題でしてね。テーマは共通していることです。

杉本先生

なるほど。そういう意味でいいますと全仏の「同和」委員会が、例えばそういう糾弾、今、おっしゃった糾弾が重ねられる中で、やはり蓄積されてきたものが、この「同和」委員会にこう、どん

どん集まつてきたのですか。

深澤先生

そうですよ。ここにみんな報告したから。

杉本先生

そうしますと、例えば曹洞宗なら曹洞宗、大谷派なら大谷派と、その確かめられた内容が、ここに報告されたと。そのことを受けて「同和」委員会で何か事業に展開していくというような、そういうことはあつたのですか。

深澤先生

どうですかねえ。そういうものを受けて、研修会の在り方等を、恐らく議論したと思いますね、どの様な内容にしようか、というような事を。

杉本先生

お一方の先生、委員長をやられていた時、その様なことはありましたか？

出口先生

私が就任してですね、二年間で四件、問題が起きました。私が就任してすぐ問題が起きましたて、糾弾が解放同盟中央本部と直接の部分がありましたし、県連単位のものもありました。あの時はもう、勉強できましたね。でも、それがあつたからこそ、その起こった教区で、対応するためには予算もつけ、担当者も決めて、というような形ができました。それ以前には教区で、同和委員会を作ってくださいと、そこで色々な勉強会してくださいということを、言つてきましたけれども、十分な運動や、活動になりにくかつたけれども、事件が起つた教区では対応ができる、勉強会ができるようになつたというわけです。ですから、二年間の間に四回もそういうことが起きたということで、結構宗内の、話題が高まつて、勉強会ができたり、宗会議員の人達も、研修会を開くとか、差別戒名の法要もできるようになりました。研修会をしても、宗会議員の人達には、非常に関心の高まりがありましてね。そうなると、問題も表に出てくるということがあるわけです。これは、運動体の方々からそういう話聞いていました。学習が進むと、事件が起くるのだそうです。

杉本先生

今まで、何も問題ないと思っていたものが、問題になつていくものなのですね。

深澤先生

旃陀羅問題研究会が始まると、平成元年に、加盟教団代表者研修会をやつたのです、当時は各宗派の宗務総長が出てきたはずなのですよ。宗務総長或いは代行者かも知れませんが。これが段々と、我々が担当した頃からおざなりになつてきました。恐らく、トップが出てくるというのは殆ど、十宗派では、なかつたですね。それでこれはもう、一つの使命が終わつたのではないのかということとで、西本願寺の岩本さんが、強く言いまして。名称を変えたりして。

出口先生

自分が担当していますから、やはりトップの人達には、必ず行ってください。貴方は去年出た、今年はあんたですよ、という形で出てもらう。どうしてもその日都合が悪い、じゃあ交替、というようなことで、長期政権やると、何回も行くことになつてきますので、そういう部分もあるのですが、燃えるものがあれば、必ずそれはできる、という気がしていたのですけどね。

深澤先生

これは途中、教団代表者から、教団責任者に変わつたのですよ。あまりにも代表者が出て来ないということで、代表者というのは総長ですかね。

出口先生

これは少しね、無理な面というのが、お互にありますからね。

深澤先生

当初は、結構厳しかったのだと思うのですよ、状況がね。ですから、各教団、総長も都合をつけて出られたのではないですかね。

杉本先生

出られないとまた、それぞれ宗派の取組みに直結していかないこともありますね。やはり、宗派の責任ある方が、この問題に対しても消極的ということになると、それが取り組みに影響するのだろうと思います。

佐々木先生

その頃でしたら、京都駅のセンチュリーでよく会をやりましたね。その時は殆ど総長クラスが出てきておりましたけどね。

杉本先生

それはある程度、取り組みが進んで、各宗派内でこの差別問題に取り組むことへのアレルギーみたいなものが薄れてきたということがあつたのでしょうか。

深澤先生

全仏は理事長を、かつて、四宗派の総長がやっていたのですね。ところが町田発言以来ね、腰引いてしまったようです。総長じゃなく、代理者が理事長になるようになりました。この辺がね、全日本仏教会組織が、かなり引いてしまった所ではないかと思う。やはり、四宗派の総長さんが理事長つていうことになれば、その他の教団にしても、やはり違うと思うのですよ。この検討はこれから、全仏でやるべきだと思いますよ。全日本仏教会が一応仏教会組織の代表になるのならば、理事長はかつてのように総長がやるべきです。この問題が起つてから逆に、代理者が出るようになってしまった。これも研究課題だと思いますね。

杉本先生

それでは、三番四番は一つになると思うんです、先ほど申し上げました通り。

深澤先生

これは同和問題だけが全仏の、取組みではありません。ハンセン病の問題。平成十一年でしたかね、あの熊本の判決。あの時に一斉に各教団が、動いたではないですか。あれは今まで、こういった学習の積み重ねが、同和問題だけではない、これも重要な人権問題だと、いう認識でね、各教団それぞれ、反省文と声明文出したじゃないですか。そういう意味では、広まつて了一つの例だと思いますよね。

杉本先生

そうですね。

出口先生

やはり、先ほどの話、全仏に、その教団のトップのものが出なくなつたって話からね、最初、マニネリ化が来たのですね。ところが、それに輪を掛けるように、法期限が切れてきたのです。その切れるもう少し前ぐらいからもう、同和問題という、その同和という言葉に対し抵抗がある、という問題、今の時代は同和問題ではなく人権問題なんだ、というような言葉が、よく出てきてね。

それが宗教界・仏教界だけでなく、一般社会にもそういう風潮が出てきて、期限が切れた。それ以後、やはり、間口が一気に広くなつたでしょう。こういった問題と合わせて、非常にその取組み

が難しくなつてきまして、視点が合わせにくくなつてきた、ということですね。以前はやはり同和問題、差別問題、部落問題と、様々な表現がありますが、それ一本でこれたのです。その所が、まあ一つ根っこにあつて、色々な思いが分散しましたのでね。各教団組織のネーミングが変わつたことも、その表れですね。

深澤先生

確かに、人権問題となるといろんな問題があるわけとしてね。今、私が感じているのは、私は現場を外れていますから思うのですけど、差別戒名改正は百パーセント目標なわけです。まだ十パーセントくらい残っているわけです。でもここで、出てきました問題が、例の遺骨の問題なのですよ。実際に結構エネルギーを割かれてしまつていて。だから差別戒名の改正全然進んでいないのですよ。

出口先生

そうですねえ、いろいろ複雑な面がでてきましたね。

杉本先生

特に、ちょうど、お二人先生が委員長をやられたくらいの時に、ハンセン病問題のこともありま

すけれども、やはり、もう一つ視野を広げようというか、全仏として行わなければならぬことは何かというような確認が委員会の中で、少しずつされていったのではないかと思うのですね。今まで、研修会の対象として想定されたのは広くても、各加盟教団の人々であったわけで、それが、やはり全日本仏教会という会があつて、その会の趣旨ということに合わせて、人権の問題をやるのだ。それも広い対象にそのことを知つてもらうのだと。そのような動きに変わつていったのではないかと思います。その辺のいきさつというのは、どの様なことだったのですか。

深澤先生

まさにその通りでしてね、とにかく、全仏主催の、研修会というのは、皆、教団内部の人達の、集まりの勉強会でした。これをもつと外へ、全日本仏教会という組織があつて、こういうこともやつてているのだよと、アピールしていくことが、重要だと思ったわけです。それで、五木さんから始まつたことなのですけどね。

杉本先生

私もちょうどその五木先生の講演が開かれた翌年から委員にならせていただきました。その後、大阪で大江先生の講演会が企画されました。大阪府仏教会は、いろいろな活動しておられるので、認知度はあるのですよ。それが新聞でも取り上げられるわけです。しかし、それと全日本仏教会と

の、関係が分からぬような状況が大阪にはありました。

深澤先生

でも、よくあのキャパシティーが埋まってくれたよね。

出口先生

でもやはり、歴史感じますね、もう何年なるのか。当初は、問題が起きて、その対応でした。

そして、差別戒名の問題が出てきて、それに取組み、それから学習、勉強会、研修会っていうのをやりましたね。そして今度は全日本仏教会では何をするのか、という、外への発信ですね、啓発と言いますか、言葉だけの啓発もあれば、文章での啓発もある、体を使って何かをやろう、やらなくてはいけないのではないか、という様なものが出てきたのですね。その分、成長していると思うのです。これからは、外への様にアピールを出すのかという、その技術的な問題、難しいかも知れないが、それはまた、佛教界としても、意思統一もいるでしょう、その様なことをやらないと、なかなか発信というのは難しい。今まででは勉強会ですから、集まって来てくれれば、それで良かったたが、これからはそういう問題をどうするか、でしょうね。

深澤先生

今回は、今までのシステムを変えてしまったので、社会人権審議会ですね、各教団から、担当が出ているわけで、また研修会みたいなものやるわけでしょう。

事務局

今、社会人権審議会は、十宗派から各一名、委員に出ていただいております。枠が十五人以内、それから事務総長推薦枠、十人以内。いわゆる、学識経験者の先生方も、そういうところで入れたいという部分が、合わせて二十五名以内でスタートすることだったのですが、現状、二十五までいってない状態ですね。

深澤先生

でも、審議会の委員が、スタッフになつて、その事業を開催するというのおかしいんだよね。

事務局

諸問の審議をし、答申すると、

深澤先生

審議会というのはそういうものですよ。

事務局

では今まで、同和委員会が、様々な企画、立案に携わってこられた、同和委員会の在り方とは、全然違う形になってきた。これは、機構改革で、五つの部の中の一つが、変わったわけですね。そして、広報文化部というのができたのと同時に同和推進部というのがその名前が消えて社会部と一緒になって、社会人権部と変わる。そして今は、審議会は審議する場所であると。そうするところの、例えば今まで、代表者の研修会、担当者の研修会、一般を対象にした研修会、三つの研修会のうち、加盟団体の担当者同士の、意見交換連絡場所がなくなつたわけです。そこで、年二回の形で、同和・人権に関する担当者の方々の連絡協議会というのを開く予定です、一回目は六月に開きました。来年の二月の七日に、京都で開く。それは、本当に、各団体がやっている、またやつてきたことの、ご報告と、特に取組みの結果の意見の交換と、こうしたことを審議し、ですから全く、その企画立案の部分が、飛んではいるのですが。

深澤先生

それは、そこでなさるの。

事務局

いいで、なんとか形は取らなくてはいけないと思っています。

深澤先生

一つでも、残していかないことには。

出口先生

ですから、審議会という名前がついている以上は、諮問を受け、そこでその議題について審議するだけのことで、実際にそれを集めて色々勉強会をするようなことは、その審議会とは関係ない部分ですので、

事務局

そうですね、審議会ではできないですね。

深澤先生

だから社会人権部が、やればいいんだよね。

事務局

ここでの問題は、いわゆる社会人権部、事務局だけが、企画立案はできないですよね。やはりそんな色々、宗派の。

深澤先生

それでは審議会の中に、小委員会かな、或いは専門部会などの。

出口先生

専門委員会などで。

深澤先生

その部会を作つて、そして部会のメンバーが企画をしながら一緒に進めていく、と、この様な形でやるしかないのではないかな。

杉本先生

今、その辺が実際、少しまとまつていないのでですよ。ですから、例えば諮問内容が、今後全仏として部落差別の問題や、人権問題についてどのように対応していくか、というような内容なのです。

そうしますと、人権部会の委員方はそれぞれに活動されているわけです。その様な方々の集まりですから、やはり行動をしていない、という思いがおありになると思うのです。何かをしなければという思い、当然あると思います。それと、今の体制の中で、先ほど仰っていただいたような、どこで誰が企画して、というような部分が不明確に思えます。それが改組初年度の、隘路としてあると思うのです。ただ私はやはりこの様な改組が行われた以上、どうしても一回は、通らなくては駄目な問題だと思っています。であるからこそ、今回この一年間はこういうような、今までのことをきつととりまとめ、その上で審議会として答申を出す。それがたたき台となり、取り組みに繋がっていくという様に、私は今思っているのです。ですから今、私なども正直申し上げますと、全仏の人権問題に対する取り組みは後退したと、いう風に感じとられるのではないかと思います。結局、あるのは先ほど仰ったような形の、担当をしている人間が集まつた協議会があるというのはあくまで内向きの話ですね。

事務局

ただ一方ですね、同宗連のような活動をする、これは仏教界だけじゃない、いろんな宗教団体が入っています、同時期にずっと現状、歴史を重ねてあるわけとして。そこには加盟の、仏教界関係の方々の団体は、加入していない所もありますけれども、加入していらっしゃる。そこでやつている事業とでは、全仏で今までの研修会も、似たり寄つたりですよ、申し訳ありませんが。そうです

ね、担当者が同一の方が入ってきますのでね。

深澤先生

ですから、やはり形を変えて、講演会の形に致したのは、その様なことなのです。担当者は二番煎じになってしまふのでね、全仏行つて同宗連行つて、同じような研修して。そうではなく、やはり全仏は、もっと一般大衆へ向けて、仏教界も様々なことやつてているのだ、という事をPRする。そういうほうがいいのですよ。

事務局

ですから、各教団におかれましては、差別の問題、同和の問題を、ずっと続けてやつてらっしゃる。現に今も。これはもう、それぞれの宗派の中に、ある程度、根付いて予算化も正式となり毎年の行事も執行されている。それはもう、今後も続けていただく。しかし、先ほど来、色々な各問題ありました、業や旃陀羅の問題といったものを、それぞれの宗派の、經典が違うから、共通の、認識に立つた部分での見解が、どうしても取れない。とすれば、全仏のような組織であつたら、どの様な形のものがこの問題についてできるであろうか、ここが、答申の要になるのではないかなと思つてはいるのですが。これがある程度、正式に出ますと、これを具体化する所が次の、形、段階になるのかな、と。

杉本先生

ですから今、そういう意味の過渡期なのでしょう。全仏がどの様な取り組みを今後、していけばいいのだろうかということをやはり今、明確に出しておかないと、一般から見ても後退しているような印象が出てきてしまうと思うのです。

深澤先生

ですから違った形で、やつた方がいいですよ。一般社会に対してのアピールと、人権啓発。

出口先生

角度を変えるということと、それからもう一つは、各教団で、何が悩みなのかと、この問題の中で、悩みを持ち寄って、ではその悩みを解消するにはどういう手があるのか、ということを考えないと。この様な事をしたらどうかとか、こういうことが必要ではないのか、というようなヒントを貰つたり、出したり。角度をえてみては・・・

事務局

同宗連の話をしましたけど、同宗連への加盟団体の、構成と全仏の加盟団体の構成、全然違います。全仏は仏教界団体、ということですから。今、出口先生が言われたような、担当されている、

それぞれの担当の方々が抱えている、進める上での企画の問題とか、それから宗内への理解の問題とか、諸々あると思うのです。ですからこの、仏教界として共通認識に例えれば仏教界の各教団という立場と、仏教者という部分、これを元にして、共に何かを変えていく部分ができると思うのですね。

深澤先生

ただ同和委員会というのは一つには、差別法戒名の改正を、とにかく情報交換しながら、仏教界としてやるのだと、この様な運動の区切りになつたと思うんですよ。

杉本先生

そうですね。ただ近年、宗派間に少し温度差がある問題が増えてきたのかな、という、先ほど仰つていただいた遺骨の問題にしても、ハンセン病の問題にしても。時代社会の課題に、視野を広げていくと、やはりどうしても、うちの教団では取り組める、うちの教団では取り組めないということが出てきているのではないか、ということを感じます。ですから、やはりもう一度、部落差別の問題ということを基本に、人権部会なら人権部会という所で、全仏として、どう取り組むのだと、言われた時に、本当にやらねばならないことは、一般大衆に向けて、仏教に立つ啓発活動やはり仏教の少なくとも教えを基盤にしたような講演会、これをやはり・・・

深澤先生

全仏としてやればいいのですよね。

杉本先生

今まで二十年くらいの歩みをふり返るなかでお出しeidaitaのは、各教団の取り組みを正式に話し合える場作りが必要ではないかということを仰っていただいた事と、一般大衆に向けて、仏教界としてアピールをする、その大切さ、ということの二点、お出しeidaitaと思うのですが、他にこういうことができるのではないかというようなことについて、お考えがござりますか。

深澤先生

まあ、今の二つでしょうね。

出口先生

身体を使って何かをするという方法、曹洞宗さんが一番先でしたね。今年の研修会に渡辺千賀子さんに来ていただきましたが、音楽を用いた講演はすごいと思いましたね。落語なども入れて、差別や人権の問題に切り込んでいく、これらは方法論かも知れません。もう一つは対象をどこに置くかという問題。今までは九十パーセントくらいは僧侶が対象だったとおもいますが、大阪で大谷派

さんがオペラを用いた講演会をされましたね、私も参加しました。あの様な形式で一般の方にも目を向けられたんですね。対象をどちらに置いているかではなく、両方に置いている。評価は僧俗両方から出できますね。

佐々木先生

今の社会では、仏教界は何をしているのだ、ということを頻りに言われるけれども、子供のイメージの問題でも、出てくるのはそこです。

出口先生

研修会や講習会に、行つた時。参加者から、お話を聞きましたけれど自分たちは一体何をしたら良いのか、という質問がきたこともありました。

深澤先生

浄土宗ではいち早く、相談所、全部の寺院が「悩みの相談所」あれはどうなりました。

出口先生

そりやいですよ、いい看板上げるのはよろしい、看板上げたけども中身が問題ではないですか。

看板に偽りありつて言うのではね。

深澤先生

それは一緒ですよ、曹洞宗でね、かつてね、坐禅会をするように、行政で全寺院に看板を配りまして、一万四千七百部、管長が書き、それを墨で印刷して。でも看板は外に掛けるものなのですが、みんな玄関の内側に掛けて、誰もやらない。看板倒れ、と言うのですよ。それでも、一時期は増えましたよ。看板を配つてから坐禅会をやりましょうというキャンペーン張りましたからね、若干坐禅会も増えました。

杉本先生

一つ、そういう意味で言いますと、各教団、対外窓口がだいたい全仏事務局の担当されるのではないでしょうか。

事務局

そうですね。

杉本先生

例えば、その方々が、こういうことやりましょと、いうようなことを企画されると取組みに幅が出るのではないでしょか。ですから代表者研修会などで、やつてこられた一つの意図は、そういう所にあるのではないかなど、思います。各宗派の責任ある方々が、正式に認識する中で、事業をやつていこうと。そういう意味で言いますと、全仏もある程度、理事会なり評議員会なりで話されて、例えばこういうことやりましょうということは、人権部門が受けるよりも、全仏窓口部門が受けたほうがやりやすいということはないのでしょうか。その辺は、曹洞宗はどうですか。

深澤先生

全仏の窓口は、秘書課がやりますけども、実際、人権問題は、人権本部がりますから。

杉本先生

例えば、担当者研修等という時に、人権担当者じゃない職員が参加される事はあまり今までなかつたのでしょうか。

深澤先生

それはね、全仏が主催する同和研修会、それは、来るでしょね。窓口が秘書課ですしね。人権

本部と相談をして、今回は、各部から一名は参加してほしい、というようにするわけですよ。

杉本先生

淨土宗さんは。

出口先生

うちも同じですよ。

深澤先生

出張をさせる権限というのは秘書課ですから、担当部と人権本部と相談をして、今回は何人、と
いう要請があり、各部から何名と、決めて。

杉本先生

高野山もそうですか。

佐々木先生

そうですね。うちも総務部と連帯してやっていますから。

殆ど、そうですね。今の形ですね。

深澤先生

しつかりと秘書課のほうでチェックはしてありますよ。誰がいつ、どこの研修に行つたのかを。例えば、狭山ですよね。そうしますとこれは、全部チェックがされていて、行かない者は、誰と誰、という様に行かせるわけです。人権本部の職員は、必ず一人は行きますよ。しかし、他のセクションからも参加をしたことのない者を行かせる、そういう様にやっていますね。

出口先生

先ほど、何をしたらしいのかという質問の話、しましたけれどね。自分の住んでいる地域での人権問題とか、それに関わる学習とかは、行政がやっています。僧侶の方々がどれだけ参加しているかという問題ですが、少ないのではないかと思いますね。

深澤先生

ビデオ作る時にこの様な意見がありました。中央では、それなりの取組みをしてくれている、しかし現実には、我々の現場の周りでは宗派の僧侶方が殆ど出てこないですよ。その様な事を言われ

たことがあります。中央もありがたいことなのだけれども、我々は地元の中での解放運動、或いは解放に関わる問題に、地元の僧侶方は、発言をしなくてもいいのですよ、来てくれているという意志、そういうことがあると、ものすごく心強いのだと。これはね、すごいことだなあと思つて、聞きました。

杉本先生

そういうふた意味で各都道府県には仏教会がありますよね。そことタイアップした事業みたいなことは、企画されたようなことはおありになるのですか。

深澤先生

教団が、ですか。

杉本先生

全仏と都道府県仏教会との共同企画です。例えば、大阪で開催したような講演会が大阪府仏教会と共同企画のような形でなされていくと、先ほど仰ったように地域の方々が関われる、少なくとも出席いただけるような、そういう可能性はあるのでしょうか。

深澤先生

あるのだろうけど、やはり企画して、やってはいないよね。

事務局

やつていないです、今まで見ていました。全仏としては組織強化という側面からは、都道府県の仏教会の設立、または何かを開催することへの後援とか、こういうこと進めていますね。ところが、宗派の方と、都道府県の仏教会とは、共にという形では、今まで企画はしてないですね。

深澤先生

東京では、浅草仏教会がよく、仏教会としてまとまって様々な行事を行いますね。地域によつては全然やつていらない。東京の場合、都仏なんかも行事はやりますね。しかしちケット配つてくるだけで、どれくらいが参加しているか、私もあまり行つたことないのだけども。

事務局

十二月の七日にやります成道会ですね。今、九段会館でやりますけれども、東京都の仏教連合会、五十五の地区仏教会が、ここに二千五百箇寺、そこに一枚ずつくらい配つていましてですね。九段会館に来られる方の実数は、七百から八百、だいたいこのくらいが平均で来てます。その時の講

師によつても違ひはあります、ですがこれは、主催で東京都仏教連合会がやつてゐるのであって、後援には全日本仏教婦人連盟の方々が入つています。これは全仏加盟団体の内、二団体が主催の後援という形。宗派、若しくは全仏全体が関わつてゐるということはないですね。ですから、今までやつてきた大阪での、大江先生をお招きした講演会にしても、大阪府仏教連合会と、同和委員会が企画したものが一体になると、また先ほどのようなことで、地域の仏教会がもつたもの、関わつて入つたと思うのですね。ですから、一般向けに講演会をするにしても、非常にその核となる人をどのように集められるか、という問題がありますから、こういつたことは全仏の加盟団体組織関係で同じようなこと取り組むと、いうようなことも、一つあると思いますね。

杉本先生

各都道府県の仏教会と、地域生活により密着した、共同企画のような形のものが実施できなか
と、先生のお話をお聞きしながら思ったのですが。

事務局

平成十八年の夏に、教化セミナーとしまして、「今、子供たちが危ない、パート2」というのをや
りました、二回目なのですけれども。全仏が主催で、共催の形で、全日本仏教保育連盟と、それか
ら、全国青少年教化協議会、これに入つていただいて、三者で、進めた形を取らせていただきまし

た。関連の団体にご案内をしました。それぞれの所から来ていただきて、子供たちと接点のある方々が来てくれました。一つの試みとして、初めてやつてみました。それからもう一つ、つい先だって人権セミナーという中で、朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨返還問題を取り上げ、各団体の担当の方に集まつていただく形を取りました。これも沢山の参加がありました。ここで問題なのは社会人権部となつて、社会部でやつていました教化セミナー、それから同和推進部がやつしていました人権セミナーを、今両方やつています。その作り方が、まだ、初年度ということもあつて、一体になつてないのです。ですから、次年度以降の計画では、こういうものを一体化する、子供の問題も先ほどのいじめの問題から、自死の問題まで含めて取り上げることが可能ですし、これも人権ですし、それから遺骨のこともそうでしょう。他の問題についても、差別の問題についてもそういうだと思っておりますが、様々な関係各所と一緒にやる形を、狙えるのかな、とは思うのですね。その時に、これから出されてくるだろう答申が、生かされてくるのかと。それから、ここ二、三年の所が若干決まらない、方針が真っ直ぐ決まらない所があるうか、と思います。ですからこの辺りを、ご指摘いただき、全仏ならではというものが、あるのではないかと思つています。

杉本先生

少しお時間が超過して申し訳ありません。最後にこういうことがあれば、ということについて、それぞれお三方から。

深澤先生

ほんと言つてしましましたね。でも大変ですね、軌道に乗せていくまでは。

出口先生

どう見ても、国のバックアップがなくなつたということが大きいですね。それがくなつたということは一般社会の人はどう受け止めているかという問題。これはもう差別がくなつたのだとうような受け止め方と、もう一つは、人権問題は同和問題だけではない、沢山あるのですよといふ思いから、同和問題というと抵抗があるという人達も、人権問題ということになるとちょっと薄められて、窓口広がつただけに、取組み的には行動しやすくなつたのではないかと思います。深みは、その分浅くなつてくる状況がありますね。これが、自教団内にも、あるような気がします。人権問題の基本は部落問題かなと。ですから、この問題を勉強するということは必修科目であつて、大事なことだらうと思っているのですけどね。そうしないと、また元に戻りそうな気がします。

杉本先生

佐々木先生、如何ですか。

佐々木先生

まあ、問題は法律がそれに触れても、一般ではその様に見てしまうというのは、残念なことですが、そこでやはり全日本仏教会として、先ほど言われたような形で、課題を作つていただく方法のほうが一番なのではないかと、思います。基本はどうしても同和問題なのですが、そのためにも我が宗団は同和局というのを崩さずにあるのですが、同和問題というのを基準にしながらも、人権問題というような表現で幅広くなつてしまつてるのでですが、少しそれを絞る方法を、これからは全日本仏教会で考えていかなければならないのではないのかな。それと、法戒名の問題も出ましたけれども、最近は高野山の無縁墓地に、知らない間にお骨や、墓石が増えているのですよ、気付かないうちに。

深澤先生

捨てていくのですか、そこへ、持つてきて。

佐々木先生

捨てていくのですよ。夜に持つてくるのでしょうかね。昔もそれは高野山に納めるということで、来ていましたから、お骨でも、殆どがこの関西、紀ノ川筋なんかでは、葬式の明くる日は必ず、高野山にお骨登りに来ますからね、今もそういう習慣がありますし、ですから墓地も様々に整備をす

るために、お骨、墓石をみんな持ってきて知らない間に置いていくのですよ。その中から差別墓石が存在したら、と思いますね。

深澤先生

これからですね、今、「同和」バッシングがありますでしょ。これが、いかにも「同和」だけが悪いような風潮があるわけですが、宣伝の仕方にはね。日曜のサンデープロジェクトでは結構、田原総一郎さんが、そうではないという視点で、かなりカバーをしながらやっていますけども。もう二十年、二十五年ですかね、人権問題といるのは同盟から糾弾されてやっているのではない、要するに仏教の信仰と人権問題として、これは教団もそう、全仏でもその様な視点で、もう一遍捉え直していく時期ではないのかな。教団・宗教者が主体的に取り組んでゆく時期だらうという様に思えますね。

出口先生

過去は、余りにも運動体の力が強かつたのでね。

深澤先生

こちらがほとんどやつてなかつたですからね。

出口先生

「反発」というかね。

深澤先生

差別をあれだけやつてきて、なにもその自覚が無かつたですね。でも、この二十五年、各教団はやりましたよ。

出口先生

成果はありましたね。運動体との関係では、十分理解しきれなかつた部分もあつたような気がします。

杉本先生

そうですね、運動体と、ある意味の緊張関係は当然必要でしょう。先ほど仰つておられた通りで、本来、人に言われてやるような問題ではない。しかし、問い合わせなければ分からなかつた。

深澤先生

お釈迦様は、当にカーストを否定して、仏教を始めた。日本仏教はそれを肯定してしまつたとい

うことなので。一番の根っこは、そこから我々が、自らを解放していかないと、解決にはならないですね。その所が人権問題の、一番根っこだという様に思いますけどね。

杉本先生

色々と本当に教えていただき、ありがとうございました。

事務局

今、伺つていまして、これからという部分では、深澤先生が言られたように、前向きに自主的に自分達が取り組むのだと。誰かに言われたから、云々ではなくて、それぞれの教団も、この二十数年も積み重ねてきたとして、勉強をなさつてきてる。それを元に、これからやつていかなくてはいけない。また、一緒にやつてきたその運動体も、今回の様々なバッティングで、いろいろ反省もあるでしょうが、マスコミの取扱等には少し気を付けておかないと、この差別の問題も、同和の問題も、全て後退していつてしまう。折角、良き啓発が進んできているのにね、また広く、社会がその、理解が生まれてきたのにも関わらず、やっぱりそうだったのか、と変な風に疑われてしまう。そうじゃない、ということ、この仏教会側からも、示していくようなことが必要なのかと、今、感じた所でございます。また、先ほどもありましたが、社会人権審議会、担当者の連絡協議会、これ等をうまく噛み合うような形でと、共々、各種の企画を考えてみたいと思つております。またお力をい

ただければと、思っていますのでよろしくお願ひ致します。
本日はどうもありがとうございました。

注 記

1) 五木 寛之（いつき ひろゆき、1932年9月30日生）

小説家、エッセイスト、評論家。

1932年、福岡県に生まれる。1947年、北朝鮮より引き揚げ。早稲田大学文学部ロシア文学科中退。1966年、『さらばモスクワ愚連隊』で小説現代新人賞、『蒼ざめた馬を見よ』で第56回直木賞受賞。『青春の門』で吉川英治文学賞をうける。代表作は『朱鷺の墓』『戒厳令の夜』『蓮如』『大河の一滴』『運命の足音』など。

2002年度第50回菊池寛賞を受賞。2004年、第38回佛教伝道文化賞を受賞。いま、『百寺巡礼』シリーズの刊行が進行中である。最新作に『百の旅千の旅』がある。

2004年2月6日、真言宗豊山派宗務所大講堂にて人権啓発研修会の講師として「慈のこころ悲のこころ」のテーマで講演。

2) 大江 健三郎（おおえ けんざぶろう、1935年1月31日生）

小説家。映画監督伊丹十三は義兄にあたる。1994年にノーベル文学賞を受賞。

2005年2月10日、真宗大谷派難波別院御堂会館大ホールにて人権啓発講演会の講師として「“人間らしさ”の力」のテーマで講演。

3) 松井 久吉（まつい ひさきち 1913年～1992年）

大正・昭和期の部落解放運動家。

部落解放同盟三重県連委員長（1967～）

部落解放同盟中央本部会計（1969～）

部落解放同盟中央本部中央執行委員長（1975～）

著書「被差別部落に生きる」（1983）「部落史の精神」（1990）

4) 同宗連（同和問題にとりくむ宗教教団連帶会議）

同和問題にとりくむ宗教教団連帶会議とは 1979 年アメリカ・プリンストンで開催された世界宗教者平和会議における町田宗夫氏（当時全日本仏教会理事長）の部落問題に対する差別発言をきっかけに、仏教、神道、キリスト教、新宗教等の 55 教団 3 連合体によって結成された部落問題に取り組む宗教教団の連帶組織（略称・同宗連）1981 年【昭和 56 年】結成。本会も協賛団体として参画している。

5) 同対法（同和対策事業特別措置法）

同和対策事業特別措置法とは、同和地区における〈経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的〉とする法律。1969 年（昭和 44 年）7 月 10 日公布。10 年を期限とする時限立法。国および地方公共団体が実施すべき諸々の事業を掲げている。1871 年（明治 4）の〈解放令〉以来これまでにもこの問題に対処するための若干の財政措置を講じたり、総合計画を立案、実施する事もあったが、それらは常に不十分な施策であった。しかし同和対策審議会答申を受けて成立した本法により、自国および地方公共団体は同和対策事業を迅速かつ計画的・予算措置を講じる同和行政史上、画期的なことであった。

6) 上杉 佐一郎（うえすぎ さいちろう 1919 年～1996 年）

福岡県出身の部落解放運動家。

政府・同和対策協議会専門委員（1974 年～）

部落解放同盟中央執行委員長就任（1982 年～）

7) 解放令（かいほうれい）

明治 4 年（1871 年）8 月 28 日に近世最低身分とされた穢多・非人等の身分・職業ともに平民同様にするとした太政官布告。「賤称廃止令」「賤

民廃止令」とも呼ばれる。

〈解放令〉が部落民を平民並みとすることを法的に宣言した意義は大きいが、その為の事実上行政施策はほとんど講じられず、部落民は、近代社会のなかに投げ出され、新たな差別体制に組み込まれた。一方、部落民の側からすれば、〈解放令〉は、差別的待遇や言動を糾弾する拠り所となつた。

8) 組坂 繁之（くみさか しげゆき 1943年2月25日生）

日本の部落解放・社会運動家。

部落解放同盟中央執行委員長・福岡県県連副委員長。

1990年代後半から2006年現在までに至り部落解放同盟の最高指導者として活動を続けている。九州大谷短期大学ならびに折尾女子経済短期大学の各講師。

9) 森田 ゆり（もりた ゆり）

早稲田大学卒業、カリフォルニア州のG T U大学院修士課程卒業。北米に21年間在住し、子どもの虐待、性暴力、家庭内暴力防止に関わる専門職の養成に長く携わる。1990年からは、カリフォルニア大学のアファーマティブ・アクション主任アナリストとして、差別問題、セクシュアル・ハラスメントなどの人権問題のセミナーを指導。1997年から日本でエンパワメント・センターを設立し、行政、企業、民間団体の依頼でセクシュアルハラスメント、子どもへの暴力、人権問題などをテーマに研修活動をしている。

2003年11月7日、天台宗務庁大会議室にて第23回同和研修会の講師として「エンパワメントと人権：心の力のみなもとへ」のテーマで講演。

10) 「空海の『性靈集』に関する緊急質問状」(部落解放同盟中央本部)に対する回答書

質問項目一

「旃陀羅」は梵語のチャンダーラ (*candāla*) の音写を移したもので、ヒンズー思想により、インド社会に於いて古代より現代まで存在し続けている被差別階層、被差別民衆を指すものであります。しかしこれは単にインドのみにおける問題と考えるべきではありません。

『望月佛教大辞典』には「又旃陀羅、梅陀羅に作り、嚴熾、暴厲、執惡、或いは險惡人、執暴惡人、主殺人、治狗人と訛す。即ち印度種姓の一にして、首陀羅の下に位する最も下賤なる階級を云う。增一阿含經第十八に『或は旃陀羅種、或は噉人種、或は工師種なり』と云い十誦律第九に『比丘往いて旃陀羅子比丘に語る、汝は旃陀羅種なり、出家受戒を用てせんや。汝應に人の手足耳鼻を截りて持て木の上に著くるを學び死人を擔ぎ出して焼くを學ぶべし。是の如き種々の旃陀羅の技術、汝應に學すべしとは言はば、輕穀心の故に一一の語は波夜提なり』と云い、高僧法顯傳に『旃陀羅は名づけて惡人と爲す。人と別居し、若し城市に入らば則ち木を撃ちて以て自ら異にする。人則ち識りて之を避け、相塘撲することなし。國中に猪飼を養はず、生口を賣らず。市に屠店及び沽酒者なく、貿易には則ち貝齒を用ふ。唯旃陀羅、漁獵師あり肉を賣るのみ』と云い、又玄應音義第六に『旃陀羅。この言は訛なり、正しくは梅陀羅と云ふ。この譯して嚴熾と云ひ、又一に主殺人と云ふ。謂わく、屠殺者の種類の總名なり。其の人若し行くには則ち鈴を搖りて自ら標し、或は破頭の竹を杖とす。若し然らずば王則ち罪を與ふ』と云へり。之に依るに旃陀羅は獄卒、御坊、屠殺者等を總稱せるものにして、即ち道を行く時、鈴を搖り竹を杖づき、以て自ら標せしめ、人をして其の穢に觸れざらしめたるを見るべし。摩奴法典第十章大十二節に『首陀羅 (*sūdra*)、の男と、

吠舍（vaiśya）、王族（rājanya）、婆羅門（vipra）の女とに依りて生まれたる雜混種（varna-saṃkara）はアーヨーガバ（āyogava）、クシャトラ（kṣattria）及び最下級の人間なる旃陀羅（candala）なり」と記するを以て見るに、この種は首陀羅を父とし、婆羅門を母とせる混血雜種なるを知るべし。蓋し旃陀羅は極惡卑賤の種族として古來最も賤められ、法華經第五安樂行品に『旃陀羅及び猪羊鶏狗を蓄へ、畋獵し漁捕する諸の惡律儀に親近せず。是の如き人等、或る時來らば則ち爲に説法して慚望する所なし』と云ひ、又觀無量壽經に、『未だ曾て無道にして母を害することあるを聞かず。王今此の殺逆の事を爲さば刹利種を汚さん、臣今聞くに忍びず、是れ旃陀羅なり、宜しく是に住せしむべからず』と云へり。是れ世俗の説に従へるものいふべく、故に摩登伽經卷上には、婆羅門、旃陀羅等に何等の別もあるべからずとし、四姓平等の説をなせり。又正法念處經第十六、放光般若經第十四阿惟越致相品、舍頭諫太子二十八宿經、大乘本生心地觀經第五、大毘婆沙論大百一、法華玄賛第九、玄應音義第三、第二十一、第二十三、慧琳音義第一、第三、第九、第一二、第二十五至二十七、第四十七、枳橘易土集第十三、外道哲學等に出づ。』とあります。

ヒンズー思想そのものの「旃陀羅」が、仏教經典に取り入れられ、中国仏教を経て日本に移入されました。

そして、わが国においては、今日に至る迄「旃陀羅＝悪人＝穢多・非人」と解釈し被差別部落民衆に対する差別を助長、温存する場に立ってまいりました。

いうまでもなく、「一切衆生悉有仮性」の人間平等を説くその基本理念からは、階級的身分差別は是認できぬものであります。

しかし、わが国における佛教教団は、超えるべきもの、否定すべきものであったところの人間差別を、権力の側に奉仕することによって逆に合理化してまいりました。

今日、仏教の名において、仏法を否定し、人間を差別してきた宗派の体質を自らに厳しく問い直さなければなりません。

本会は、現実において、差別を不当に合理化して参りましたことを厳しく捉え、改めて各宗派がこの事実を確認の上、部落差別、職業差別等の人権の問題について啓蒙啓発の徹底化を計る為、各宗派に働きかける所存であります。

質問項目二

旃陀羅悪人並びに、空海の人間観についてであります。大きくは二分する解釈があり、その中でも真言各派の意見を総合して見ますと、若干の相違は認められますが、大同小異と見ることが出来ると思われます。

「旃陀羅」という字句そのものについては、今日的には差別語であるが、弘法大師の時代性、歴史性（もっと解明されていかなければならない）を考慮し更には、総体的にこの文章を理解する立場からは、差別性は認められない。つまり「律令体制下における賤民をおもっての差別意識はなかった」という考え方であります。また僧として守るべき禁戒を破り差別感をもって、一味和合する僧伽を乱すというような行為者こそ旃陀羅悪人であるという見方は、「生まれによるものではなく行為による」とされた、釈尊のカースト観が、この場合多く見られるようです。さらに、真言系統の宗教観では、たとえば「一切衆生悉有仮性」という「人間本来清淨なり」の立場を取っております。よって「貴賤を云うことを得ざれ」という平等の思想が生ずることも自然であり、弘法大師の差別意識は考えられないとする立場であります。

弘法大師のご生涯の中で、満濃池の改修や、日本発といわれる民間学校、「綜藝種智院」の開設等、民間の為に尽くされている事実から、弘法大師の偉大さを偲ぶ立場をもちつづけています。

しかしながら、変遷して行く長い歴史の中で、經典や緒論に見る「旃

陀羅觀」が温存されて行くうちに、時代権力への迎合や、あるいは介入する中で歪められ、助長され差別意識構造の中にくり込まれて行きました。

共同の立場や苦しみの共感に生きる事の出来なかった現代に生きる我々の前に本来の宗教者に帰るべく問い合わせ正された事を、真言各派あげて解消へ向かって努力しなければならない、としております。

また、「旃陀羅」はその訳に「屠殺者、不律義、悪人」等とみられる通り、大師の旃陀羅觀は最下賤として規定する差別意識によって表現されたと捉える一部の教団もあります。

本会は深く今回の問い合わせを始め、多くの經典や論書に見る差別語の摘発研究とその解消の為に全力を尽くすよう助言を重ねていく所存であります。

質問項目三

現在、各宗派においては、当問題について鋭意点検作業が進められておりますが、目下のところ『性靈集』、『仏說觀無量壽經』及び、『法華經』に、「旃陀羅」の語が見え、その他の經典並びに宗祖の言葉の中にも散見せられております。

第一、第二の質問への回答の中でふれております通り、今後各宗派内でこれらの問題となっている全ての經典及び宗祖の言葉等について、各宗派の専門機関で検討を重ねるとともに、全日本佛教会にもこれらの各宗派の検討機関からの報告を受けて、さらに宗派を超えた研究機関、研究体制を作つて討議を重ねて行く所存であります。

11) 部落解放同盟からの緊急質問状

1984年6月18日、部落解放同盟中央本部、執行委員長・上杉佐一郎、人権対策部長・大西正義両氏より全日本佛教会理事長・阿部慶昭宛てに空

海の「性靈集」に関する緊急質問状が届く。

質問項目

1、旃陀羅について、わが国の宗教者として明快なる解釈をお示し下さい。

(とくに部落問題とのかかわりについて)

《宗教界においては「旃陀羅」問題は古代インドの問題であると弁明する傾向がありますが、部落問題と深くかかわっていることは明らかです。つまり、宗教者の「人間観」を具体的に明らかにする問題であるからです。旃陀羅は悪人であるのか、賤しいのか、単に道徳的に心の卑しい人を指すのか、淨、不淨、殺生などの問題と絡ませて、差別化しようとする考えがひそんでいないかなど》

2、空海の「性靈集」問題について、どのような考え方をお持ちですか。「旃陀羅悪人」という空海の人間観についてのご意見もお聞かせ下さい。

《朝日新聞の報道以後、とくに真言宗の末寺の住職のあいだには①宗祖弘法大師は弟子に向かって説いたものであり、賤民を対称に書いたものではないから差別ではない。②言葉は良くないが形容詞として使い、意味を強調したにすぎないので、差別ではない。③昔の事であるから、差別的表現とは思うが現在において批判するのはどうか…》

被差別民衆がいないところで差別的発言しても差別文章を書いても問題であり、形容詞として意味を強調する(たとえば「特殊部落的…」「穢多のような…」「部落民と同じようなこと…」)ことは明らかに差別であり、昔のことであっても宗祖の人間観は現在の教えの中に生かされて差別戒名などに残されているのではないかと思われます。これらの点についても、部落問題を解決する視点から宗教問題の専門家としてのご意見をお聞かせください。》

3、「性靈集」以外でも、それぞれの宗祖の言葉や經典のなかで、「旃陀

羅」が数多く登場しておりますが、具体的には、どんな問題を抱えておられるのでしょうか。

《「仏説觀無量壽經」については、さきに触れましたが、各宗派の經典など全て点検することは不可能と思われますので、現在、各宗派内で問題になっている代表的なもので結構です。》

同和委員会・研修会等開催年譜

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
昭和54年8月29日		世界宗教者平和会議	
昭和54年12月12日	同和問題特別委員会	同和問題の今後について	
昭和55年1月18日	第2回同和特別委員会	同和問題の今後について	
昭和55年3月7日	第3回同和特別委員会	同和問題各宗派の現況報告 同盟に対する回答書提出後における同和特別委員会の方針協議	
昭和55年5月29日	第4回同和特別委員会	教授自身の同和の取り組みについて	
昭和55年9月12日	第5回同和特別委員会	国際人権シンポジウムについて	
昭和55年11月16日	第6回同和特別委員会	国際人権シンポジウムについて	
昭和55年12月19日	第7回同和特別委員会	同和対策事業特別措置法について	
昭和56年1月16日	第8回同和特別委員会	同和対策事業特別措置法について	
昭和56年2月5日	第9回同和特別委員会	糾弾会の報告・正副委員長の選定	
昭和56年2月25日	第10回同和特別委員会	同和問題にとりくむ全国宗教者結集集会について	
昭和56年5月21日	第1回同和委員会	第2回糾弾会について 正副委員長の選定 同和問題にとりくむ全国宗教者結集集会について	
昭和56年6月19日	第2回同和委員会	部落解放研究所より送付のアンケート回答状況について	
昭和56年9月9日	第3回同和委員会	アンケート調査について	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
		各宗調査報告について	
昭和56年11月5日	第4回同和委員会	同和委員会規定について 研修会について	全仏同和研修会 (高野山)
昭和57年1月20日	第5回同和委員会	曹洞宗・全仏における第3回糾弾会について差別戒名等問題ある宗派へのアンケート遅延について	
昭和57年2月15日	第6回同和委員会	WCRPと全仏との関係について アンケート回収結果について	
昭和57年3月18日	第7回同和委員会	今までの経緯と決算報告について	
昭和57年5月17日	第1回同和委員会	正副委員長の選定について	
昭和57年6月9日	第2回同和委員会	委員会開催回数・研修会の開催について	
昭和57年9月3日	第3回同和委員会	研修会の開催について	
昭和57年10月15日	第4回同和委員会	研修会の開催について	
昭和57年11月8日	第5回同和委員会	研修会の反省点について	
昭和58年2月8日	第6回同和委員会	曹洞宗における第5回糾弾会について	
昭和58年3月1日	第7回同和委員会	高野山糾弾会について 天台宗確認会 「現代の危機にこたえる日本佛教徒平和会議」の呼びかけについて	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
昭和58年4月14日	第1回同和委員会	正副委員長の選定について 都道府県仏の委員参加について 要望書について	
昭和58年5月30日	第2回同和委員会	理事長へ提出された要望書について 第3回同和研修会について	同和現地学習会 (御所市、桜井市) 2日間
昭和58年6月16日	第3回同和委員会		
昭和58年9月2日	第4回同和委員会		
昭和58年9月13日			第3回同和研修会 (比叡山) 2日間
昭和58年10月26日	第5回同和委員会	「人権の尊厳にたつ教化と伝道」の進め方 「同和問題に関する理事会」の進め方について	
昭和58年12月13日	第6回同和委員会	第2回高野山糾弾会の取り組みの経過について	
昭和59年2月23日	第7回同和委員会	昭和58年度における委員会の活動報告	
昭和59年4月20日	第1回同和委員会	委員会開催について 現地学習会について 研修会について 31回全日本佛教徒会議について 啓蒙資料作成について	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
昭和59年5月11日	第2回同和委員会	現地学習会について 研修会について 全仏誌の原稿について	
昭和59年6月12日			同和現地学習会 (京都) 2日間
昭和59年6月28日	第3回同和委員会	部落解放同盟からの質問状「梅陀羅」について	
昭和59年7月17日	第4回同和委員会	部落解放同盟からの質問状「梅陀羅」について・WCRP	
昭和59年9月3日	第5回同和委員会	部落解放同盟からの質問状「梅陀羅」について 第4回研修会について	
昭和59年9月19日	第6回同和委員会	第4回研修会について 31回全日本佛教徒会議について	
昭和59年10月12日			第4回同和研修会 (永平寺) 2日間
昭和59年11月13日	第7回同和委員会	研修会について	
昭和60年1月25日	第8回同和委員会	理事会・評議員会への報告について 第5回研修会について	
昭和60年2月19日	第9回同和委員会	昭和60年度同和委員会の活動方針について	
昭和60年4月16日	第1回同和委員会	現地学習会について 因果和讍について	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
		全仏誌掲載の原稿について	
昭和60年5月17日	第2回同和委員会	現地学習会について 因果和讃について 全仏誌掲載の原稿について	
昭和60年6月10日			第3回同和現地学習会 2日間
昭和60年6月11日	第3回同和委員会	第5回研修会について	
昭和60年7月5日	第4回同和委員会	第5回研修会について 32回全日本佛教徒会議徳島大会について	
昭和60年9月6日	第5回同和委員会	第5回研修会について 全仏大会について	
昭和60年9月12日			第5回全仏同和研修会（京都） 2日間
昭和60年10月2日	第6回同和委員会	全仏大会10月24日について	
昭和60年11月28日	第7回同和委員会	部落解放基本法制定求める宗教者による決起集会	
昭和61年1月28日	第8回同和委員会	同和推進に関する教学研究者懇談会について 昭和60年度同和委員会の活動方針について	
昭和61年4月23日	第1回同和委員会	委員長・副委員長選出について	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
		61年度事業計画について 委員会規定について 宗教部会からの申し入れについて	
昭和61年5月27日	第2回同和委員会	宗教部会よりの申し入れについて	
昭和61年7月2日	第3回同和委員会	宗教部会での発表について	
昭和61年7月10日	第4回同和委員会	宗教部会で全日本佛教会として発表する文章作成について 提出資料の検討	
昭和61年8月27日	第5回同和委員会	宗教部会の件 (座順について・全仏発表者及び質問に対する回答者) 第2回部落解放基本法制定求める宗教者による決起集会について 同和研修会の内容について	
昭和61年9月17日	第6回同和委員会	宗教部会の反省と今後の取り組み方 全仏研修会について	
昭和61年10月9日	第7回同和委員会	全仏・同和研修会について	
昭和61年12月9日			第6回同和研修会 (知恩院) 2日間
昭和62年2月10日	第8回同和委員会	欠員の副委員長の件・現地学習会の件	
昭和62年4月8日	第1回同和委員会	同和学習会「差別戒(法)名について・62年度事業計画について	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
昭和62年4月16日			同和学習会「差別戒名、差別墓石」
昭和62年7月22日	第2回同和委員会	加盟団体からの回答集の件 (第2回業論問題の提起に関する回答) 同和研修会の件・差別戒(法)名等のアンケート並びに資料収集に関する件	
昭和62年8月27日	第3回同和委員会	加盟団体からの回答集の件 (第2回業論問題の提起に関する回答) 同和研修会の件	
昭和62年10月8日	第4回同和委員会	同和研修会について(パネラーの件)	
昭和62年10月30日	第5回同和委員会		第7回同和研修会 (京都) 2日間
昭和63年6月17日	第1回同和委員会	委員長・副委員長選出について 諮問について	
昭和63年7月21日	第2回同和委員会	副委員長の選出・第8回同和研修会の件 第2回「差別と業論について」加盟団体からの回答集の件	
昭和63年8月31日	第3回同和委員会	第8回同和研修会の件 第2回「差別と業論について」加盟団体からの回答集の件	
昭和63年10月17日	第4回同和委員会	第8回同和研修会の件	
昭和63年10月21日			第8回同和研修会 2日間

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
昭和63年12月5日	第5回同和委員会	諮問事項第一項について	
平成1年2月13日	第6回同和委員会	業・旃陀羅問題に対する委員会としての研究方針について 同和委員会費について	
平成1年4月20日	第1回同和委員会	業・旃陀羅問題について 差別墓石の取り扱いについて	第1回「業・旃陀羅問題」研究会
平成1年5月19日	第2回同和委員会	業・旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石の取り扱いについて 理事長諮問の件（第9回同和研修会）	
平成1年6月13日	第3回同和委員会	業・旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石の取り扱いの件 第9回同和研修会の件	第2回「業・旃陀羅問題」研究会
平成1年9月29日			第3回「業・旃陀羅問題」研究会
平成1年10月2日			第1回加盟団体代表者同和研修会
平成1年11月9日	第4回同和委員会	差別・平等と業論の周辺の問題	第4回「業・旃陀羅問題」研究会
平成1年11月14日			第9回同和研修会 (奈良)

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成1年12月21日	第5回同和委員会	「是旃陀羅」について	第5回「業・旃陀羅問題」研究会
平成2年2月26日	第6回同和委員会	「前世の業・因縁」の問題を考える	第6回「業・旃陀羅問題」研究会
平成2年4月10日	第1回同和委員会	委員長・副委員長選出の件 同和委員会費予算・決算の件 理事長諮問の件 業、旃陀羅に関する研究会の件	
平成2年4月17日			第7回「業・旃陀羅問題」研究会
平成2年5月30日	第2回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会の件 第10回同和研修会の件 加盟団体代表者同和研修会の件 差別墓石の取り扱いの件	
平成2年6月21日	第3回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会の件 第10回同和研修会の件 加盟団体代表者同和研修会の件 差別墓石改正の件	第8回「業・旃陀羅問題」研究会
平成2年7月18日	第4回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会の件 第10回同和研修会の件 加盟団体代表者同和研修会の件	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
		差別墓石改正の件	
平成2年9月17日	第5回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会の件 第10回同和研修会スタッフ会議の件 加盟団体代表者同和研修会の件	第9回「業・旃陀羅問題」研究会
平成2年10月31日	第6回同和委員会	第10回同和研修会スタッフ会議の件 加盟団体代表者同和研修会の件	
平成2年11月6日			第2回加盟団体代表者同和研修会
平成2年11月16日			第10回同和研修会 2日間
平成2年11月29日			第10回「業・旃陀羅問題」研究会
平成2年12月14日	第7回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成3年1月24日			第11回「業・旃陀羅問題」研究会
平成3年3月15日			第12回「業・旃陀羅問題」研究会

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成3年4月25日	第1回同和委員会	同和委員会費予算・決算の件 理事長諮問の件 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成3年6月13日	第2回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会の件 ～今までの総括と今後について～	
平成3年6月27日	第3回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会の件 第11回同和研修会の件 加盟団体代表者同和研修会の件 差別墓石改正の件	
平成3年8月7日	第4回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会の件 第11回同和研修会の件 加盟団体代表者同和研修会の件 差別墓石改正の件	第13回「業・旃陀羅問題」研究会
平成3年9月9日	第5回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会の件 第11回同和研修会の件 加盟団体代表者同和研修会の件 差別墓石改正の件	第14回「業・旃陀羅問題」研究会
平成3年9月30日			第3回加盟団体代表者同和研修会
平成3年10月29日	第6回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会の件	第15回「業・旃陀羅

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
		第11回同和研修会の件 第11回同和研修会スタッフミーティングの件 差別墓石改正の件	「問題」研究会
平成3年11月7日			第16回「業・旃陀羅問題」研究会
平成3年12月4日			第11回同和研修会(京都)
平成3年12月12日	第7回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	第17回「業・旃陀羅問題」研究会
平成4年3月30日			第18回「業・旃陀羅問題」研究会
平成4年3月2日	第1回同和委員会	委員長・副委員長選出の件 理事長諮問の件 業、旃陀羅に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成4年4月22日	第2回同和委員会	委員長選出の件 加盟団体代表者同和研修会の件 第12回同和研修会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 同和推進担当者会議（仮称）の件 差別墓石改正の件	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成4年5月19日			「業・旃陀羅問題」研究会反省会
平成4年6月12日	第3回同和委員会	加盟団体代表者同和研修会の件 第12回同和研修会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会（20回）の件 差別墓石改正の件	第19回「業・旃陀羅問題」研究会
平成4年6月30日			第4回加盟団体代表者同和研修会
平成4年9月18日	第4回同和委員会	第12回同和研修会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会（第20回）の件 同和推進担当者会議（仮称）の件 差別墓石改正の件	
平成4年10月20日	第5回同和委員会	第12回同和研修会の件（分散会助言者打ち合わせ） 業、旃陀羅問題に関する研究会（第20回）の件 差別墓石改正の件	
平成4年11月12日			第12回同和研修会 2日間
平成4年11月24日	第6回同和委員会	第12回同和研修会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会（第20回）の件 同和推進担当者会議（仮称）の件 差別墓石改正の件	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成4年12月18日			第20回「業・旃陀羅問題」研究会
平成5年1月18日	第7回同和委員会	委員長副委員長選出の件 業、旃陀羅問題に関する研究会（第21回）の件 同和推進担当者会議（仮称）の件 差別墓石改正の件	
平成5年2月18日	第8回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会（第22回）の件 同和推進担当者会議（仮称）の件 差別墓石改正の件	第21回「業・旃陀羅問題」研究会
	第9回同和委員会	同和推進担当者会議（仮称）の件	
平成5年3月29日			第22回「業・旃陀羅問題」研究会
平成5年4月21日	第1回同和委員会	理事長諮問の件・同和推進担当者会議（仮称）の件 業、旃陀羅問題に関する研究会（第23回）の件 差別墓石改正の件	
平成5年5月11日	第2回同和委員会	同和推進担当者会議（仮称）の件 加盟団体代表者同和研修会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会（第23回）の件 差別墓石改正の件	
平成5年6月7日	第3回同和委員会	同和推進担当者連絡会の件 加盟団体代表者同和研修会の件	第23回「業・旃陀羅問題」研究会

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
		業、旃陀羅問題に関する研究会（第24回）の件 差別墓石改正の件	
平成5年7月6日			第1回同和推進担当者連絡会
平成5年7月27日			第5回加盟団体代表者同和研修会
平成5年8月2日			第24回「業・旃陀羅問題」研究会
平成5年9月10日	第4回同和委員会	同和推進担当者連絡会の件 (前回の反省・評価と今後の方向について)加盟団体代表者 同和研修会の件(反省・評価) 業、旃陀羅問題に関する研究会（第25回）の件 第13回同和研修会の件 差別墓石改正の件	
平成5年10月14日	第5回同和委員会	第13回同和研修会の件・同和推進担当者連絡会（第2回） の件 業、旃陀羅問題に関する研究会（第26回）の件 差別墓石改正の件	第25回「業・旃陀羅問題」研究会
平成5年10月26日			第13回同和研修会 2日間

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成5年11月25日			第26回「業・施陀羅問題」研究会
平成5年12月9日	第6回同和委員会	第13回同和研修会の件（反省・評価） 第2回同和推進担当者連絡会の件 差別墓石改正の件	
平成6年1月31日			第2回同和推進担当者連絡会
平成6年1月28日	第7回同和委員会	委員長副委員長選出の件 第2回同和推進担当者連絡会打ち合わせの件	
平成6年3月16日	第8回同和委員会	第2回同和推進担当者連絡会の反省・評価 業、施陀羅問題に関する研究会（第27回）の件 差別墓石改正の件	
平成6年4月22日	第1回同和委員会	理事長諮問事項について 業、施陀羅問題に関する研究会（第28回）の件 差別墓石改正の件	第27回「業・施陀羅問題」研究会
平成6年5月9日	第2回同和委員会	理事長諮問事項について 現行法・戒名の位階について差別墓石改正の件	
平成6年5月31日	第3回同和委員会	第6回加盟団体代表者同和研修会の件 差別墓石改正の件	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成6年6月27日	第4回同和委員会	第14回同和研修会の件 第3回同和推進担当者連絡会の件 差別墓石改正の件 「宗教に基づく不寛容及び差別に関する集会（仮称）の件	第28回「業・施陀羅問題」研究会
平成6年7月6日			第6回加盟団体代表者同和研修会
平成6年8月26日	第5回同和委員会	第6回加盟団体代表者同和研修会反省・評価について 第14回同和研修会の件 第3回同和推進担当者連絡会の件 差別墓石改正の件	
平成6年9月28日	第6回同和委員会	第14回同和研修会の件 第3回同和推進担当者連絡会の件 差別墓石改正の件	
平成6年10月20日	第7回同和委員会	第14回同和研修会の件 業、施陀羅問題に関する研究会（第29回）の件 差別墓石改正の件	
平成6年10月28日			第14回同和研修会
平成6年12月2日	第8回同和委員会	第14回同和研修会の件 第3回同和推進担当者連絡会の件 差別墓石改正の件	
平成6年12月5日			第3回同和推進担当

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
			者連絡会 2日間
平成7年1月17日	第9回同和委員会	差別戒・法名改正に関する協議会 六曜について 用語「同和」について	
平成7年2月8日			差別法名・戒名改正 協議会
平成7年4月18日	第1回同和委員会	理事長詰問事項について 第15回同和研修会の件 第7回加盟団体代表者同和研修会の件 同和推進担当者連絡会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成7年5月25日	第2回同和委員会	第4回同和推進担当者連絡会の件 第7回加盟団体代表者同和研修会の件 差別墓石改正の件	
平成7年6月22日			第4回同和推進担当 者連絡会
平成7年6月29日	第3回同和委員会	第4回同和推進担当者連絡会の反省・評価のについて 第7回加盟団体代表者同和研修会の件 差別墓石改正の件 業、旃陀羅問題に関する研究会（第29回）の件	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成7年7月31日	第4回同和委員会	第7回加盟団体代表者同和研修会の件 第15回同和研修会の件 差別墓石改正の件	
平成7年8月29日	第5回同和委員会	第7回加盟団体代表者同和研修会の件 第15回同和研修会の件 差別墓石改正の件	
平成7年9月12日			第29回「業・旃陀羅問題」研究会
平成7年9月29日	第6回同和委員会	第7回加盟団体代表者同和研修会の件 第15回同和研修会の件 差別墓石改正の件	
平成7年10月2日			第7回加盟団体代表者同和研修会
平成7年10月30日	第7回同和委員会	第7回加盟団体代表者同和研修会の件 第15回同和研修会の件 差別墓石改正の件	
平成7年11月1日			第15回同和研修会 2日間
平成7年11月28日	第8回同和委員会	第15回同和研修会の件 差別墓石改正の件 同和推進担当者連絡会の件	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成7年12月18日	第9回同和委員会	第5回同和推進担当者連絡会の件 差別墓石改正の件	
平成8年2月8日			第5回同和推進担当者連絡会
平成8年4月22日	第1回同和委員会	委員長副委員長選出の件 理事長諮問事項について 差別墓石改正の件	
平成8年5月14日	第2回同和委員会	第16回同和研修会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成8年6月24日	第3回同和委員会	第16回同和研修会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成8年6月28日			第16回同和研修会
平成8年7月22日	第4回同和委員会	第16回同和研修会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成8年8月26日	第5回同和委員会	第8回加盟団体代表者同和研修会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成8年9月26日	第6回同和委員会	第8回加盟団体代表者同和研修会の件 業、施陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成8年10月7日			第30回「業・施陀羅問題」研究会
平成8年10月22日	第7回同和委員会	第8回加盟団体代表者同和研修会の件 「差別法名・戒名の調査及び改正に関する現地学習会」について 差別墓石改正の件	第6回同和推進担当者連絡会
平成8年11月1日			差別法名・戒名の改正に関する現地学習会
平成8年11月15日	第8回同和委員会	第6回同和推進担当者連絡会の件 「差別法名・戒名の調査及び改正に関する現地学習会」 反省・評価について 第8回加盟団体代表者同和研修会の件 差別墓石改正の件	
平成8年12月3日			第8回加盟団体代表者同和研修会
平成8年12月19日	第9回同和委員会	第8回加盟団体代表者同和研修会の反省・評価のについて 業、施陀羅問題に関する研究会(第31回)の件 差別墓石改正の件	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成9年4月10日			第31回「業・旃陀羅問題」研究会
平成9年4月23日	第1回同和委員会	理事長諮問事項について 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成9年5月22日	第2回同和委員会	第17回同和研修会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会（第33回）の件 差別墓石改正の件	第32回「業・旃陀羅問題」研究会
平成9年6月18日	第3回同和委員会	委員長選出の件 第17回同和研修会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	第33回「業・旃陀羅問題」研究会
平成9年7月3日			第17回同和研修会
平成9年7月25日	第4回同和委員会	第17回同和研修会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	第34回「業・旃陀羅問題」研究会
平成9年9月9日	第5回同和委員会	業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成9年10月24日	第6回同和委員会	第9回加盟団体代表者同和研修会について 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	第35回「業・旃陀羅問題」研究会

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成9年11月12日			第9回加盟団体代表者同和研修会 2日間
平成9年12月1日	第7回同和委員会	第9回加盟団体代表者同和研修会について 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	第36回「業・旃陀羅問題」研究会
平成9年12月4日			戒名問題研究会
平成10年1月20日	第8回同和委員会	第7回同和推進担当者連絡会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成10年2月17日	第9回同和委員会	委員長副委員長選出について 第7回同和推進担当者連絡会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成10年3月26日			第7回同和推進担当者連絡会
平成10年4月10日	第1回同和委員会	理事長諮問事項について 第7回同和推進担当者連絡会の件 業、旃陀羅問題に関する研究会の件 差別墓石改正の件	
平成10年5月21日	第2回同和委員会	第18回同和研修会の件	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
		業、施陀羅問題に関する研究会（第37回）の件 差別墓石改正の件	
平成10年6月26日	第3回同和委員会	第18回同和研修会の件 業、施陀羅問題に関する研究会の今後について 差別墓石改正の件	
平成10年7月30日	第4回同和委員会	第18回同和研修会の件 業、施陀羅問題に関する研究会の今後について 差別墓石改正の件	
平成10年9月7日			第18回同和研修会
平成10年9月11日	第5回同和委員会	第18回同和研修会の反省	
平成10年10月19日	第6回同和委員会	第10回加盟団体代表者同和研修会について 差別墓石改正の件	
平成10年11月13日			第10回加盟団体代表者同和研修会
平成10年12月3日	第7回同和委員会	第10回加盟団体代表者同和研修会の反省 第8回同和推進担当者連絡会の件 差別墓石改正の件	
平成11年1月22日	第8回同和委員会	第8回同和推進担当者連絡会の件 差別墓石改正の件	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成11年2月16日			第8回同和推進担当者連絡会 2日間
平成11年3月17日	第9回同和委員会	第8回同和推進担当者連絡会の反省 差別墓石改正の件	
平成11年4月13日	第1回同和委員会	同和推進担当者連絡会の開催について 業、旃陀羅問題に関する研究会の今後について 差別墓石改正の件	
平成11年5月27日	第2回同和委員会	同和推進担当者連絡会の開催について 委員長選出について 業、旃陀羅問題に関する研究会の今後について 差別墓石改正の件	
平成11年6月30日			第9回同和推進担当者連絡会 2日間
平成11年7月26日	第3回同和委員会	同和推進担当者連絡会の反省 同和研修会について 悪しき業論についての謝罪文について 差別墓石改正の件	
平成11年9月6日	第4回同和委員会	第19回同和研修会について 悪しき業論についての謝罪文について 差別墓石改正の件	
平成11年10月27日	第5回同和委員会	代表者研修会について	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
		意見具申書について 差別墓石改正の件	
平成11年10月28日			第19回同和研修会
平成11年11月22日	第6回同和委員会	業の問題に関する理事長への意見具申書について	
平成11年12月13日	第7回同和委員会	第19回同和研修会の反省と評価 第11回加盟団体代表者同和研修会について 業の問題に関する理事長への意見具申書について 差別墓石改正の件	
平成11年12月20日			第11回加盟団体代表者同和研修会
平成12年3月23日	第8回同和委員会	第24期同和委員会正副委員長選出について 第11回加盟団体代表者同和研修会の反省と評価 差別墓石改正の件	
平成12年4月10日	第1回同和委員会	諮問書について 平成12年度事業計画と日程について 差別墓石改正について	
平成12年5月15日	第2回同和委員会	平成12年度事業計画について 差別法戒名、墓石改正について	
平成12年6月30日			第20回同和研修会
平成12年7月3日	第3回同和委員会	第20回同和研修会の反省と評価について	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
		第12回加盟団体代表者同和研修会について 差別法戒名、墓石改正について	
平成12年9月6日	第4回同和委員会	第12回加盟団体代表者同和研修会について 差別法戒名、墓石改正について	
平成12年10月25日	第5回同和委員会	第12回加盟団体代表者同和研修会について 同和推進担当者連絡会について 差別法戒名、墓石改正について	
平成13年6月29日			第21回同和研修会
平成12年11月16日			第12回加盟団体代表者同和研修会
平成12年12月21日	第6回同和委員会	第12回加盟団体代表者同和研修会の反省と評価 第10回同和推進担当者連絡会について 差別法戒名、墓石改正について	
平成13年1月29日			第10回同和推進担当者連絡会 2日間
平成13年2月13日	第7回同和委員会	第10回同和推進担当者連絡会の反省と評価 平成13年度事業計画について 差別法戒名、墓石改正について	
平成13年4月18日	第1回同和委員会	平成13年度事業計画について 差別法戒名、墓石改正について	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成13年5月18日	第2回同和委員会	第21回同和研修会について 今年度の事業の方向性について 差別法戒名、墓石改正について	
平成13年7月18日	第3回同和委員会	第21回同和研修会の反省と評価について 第13回加盟団体代表者同和研修会について 差別法戒名、墓石改正について	
平成13年9月19日	第4回同和委員会	第13回加盟団体代表者同和研修会について 差別法戒名、墓石改正について	
平成13年11月2日	第5回同和委員会	第13回加盟団体代表者同和研修会について 第11回同和推進担当者連絡会について 差別法戒名、墓石改正について	
平成13年11月15日			第13回加盟団体代表者同和研修会
平成13年12月11日			第11回同和推進担当者連絡会 2日間
平成13年12月18日	第6回同和委員会	第13回加盟団体代表者同和研修会の反省と評価 第11回同和推進担当者連絡会の反省と評価 差別法戒名、墓石改正について	
平成14年1月23日	第7回同和委員会	次年度の活動方針について 差別法戒名、墓石改正について	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成14年3月11日	第8回同和委員会	第25期委員長、副委員長選出について 平成14年度事業計画について 差別法戒名、墓石改正について	
平成14年4月18日	第1回同和委員会	第12回同和推進担当者連絡会について 差別法戒名、墓石の改正について	
平成14年5月30日	第2回同和委員会	第12回同和推進担当者連絡会について 第22回同和研修会の企画について 差別法戒名、墓石の改正について 名称変更について	
平成14年6月17日			第12回同和推進担当者連絡会 2日間
平成14年7月30日	第3回同和委員会	第12回同和推進担当者連絡会の反省 第22回同和研修会の企画について 差別法戒名、墓石の改正について	
平成14年9月17日	第4回同和委員会	第22回同和研修会の企画について 第14回加盟団体代表者同和研修会の講師並びに会場について 差別法戒名、墓石の改正について	
平成14年10月8日	第5回同和委員会	第22回同和研修会について 第14回加盟団体代表者同和研修会について 差別法戒名、墓石の改正について	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成14年11月8日			第22回同和研修会
平成14年11月22日	第6回同和委員会	第22回同和研修会の反省について 第14回加盟団体責任者同和研修会の企画について 差別法戒名、墓石の改正について	
平成15年7月30日	第3回同和委員会	第13回同和推進担当者連絡会の反省について 第23回同和研修会について 差別法戒名、墓石の改正について 同和委員会の名称について	
平成15年1月16日	第7回同和委員会	第14回加盟団体責任者同和研修会について 平成15年度同和推進部事業計画について 同和委員会の名称変更について 差別法戒名、墓石の改正について	
平成15年2月7日			第14回加盟団体責任者同和研修会
平成15年3月17日	第8回同和委員会	第14回加盟団体責任者同和研修会の反省について 平成15年度同和推進部事業計画について 差別法戒名、墓石の改正について	
平成15年4月9日	第1回同和委員会	第13回同和推進担当者連絡会について 差別法戒名、墓石の改正について	
平成15年5月30日	第2回同和委員会	第13回同和推進担当者連絡会について 差別法戒名、墓石の改正について	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成15年6月16日			第13回同和推進担当者連絡会 2日間
平成15年8月28日	第4回同和委員会	第23回同和研修会について 差別法戒名、墓石の改正について 同和委員会の名称について	
平成15年10月10日	第5回同和委員会	人権啓発ビデオ鑑賞『仏教とハンセン病問題』 ～いま私たちが問われているもの～ 第23回同和研修会について 第15回加盟団体責任者同和研修会について 差別法戒名、墓石の改正について 同和委員会の名称について	
平成15年11月7日			第23回同和研修会
平成15年12月2日	第6回同和委員会	第23回同和研修会の反省について 第15回加盟団体責任者同和研修会について 差別法戒名、墓石の改正について 同和委員会の名称について	
平成16年1月16日	第7回同和委員会	人権啓発研修会について 同和委員会の名称について 差別法戒名、墓石の改正について	
平成16年2月6日			人権啓発研修会

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成16年2月18日	第8回同和委員会	第26期同和委員委嘱辞令の伝達 第26期同和委員会委員長 副委員長の選出について 第14回同和推進担当者連絡会について 差別法戒名、墓石の改正について 同和委員会の名称について	
平成16年4月26日	第1回同和委員会	第14回同和推進担当者研修会について 差別法戒名、墓石の改正について 同和委員会の名称について	
平成16年5月31日	第2回同和委員会	第14回同和推進担当者研修会について 差別法戒名、墓石の改正について 同和委員会の名称について	
平成16年6月17日			第14回同和推進担当者研究会 2日間
平成16年7月28日	第3回同和委員会	第14回同和推進担当者研修会の総括 反省について 次回、次々回人権啓発研修／講演会について 差別法戒名、墓石の改正について 同和委員会の名称について	
平成16年8月30日	第4回同和委員会	次回、次々回人権啓発研修／講演会について 差別法戒名、墓石の改正について 同和委員会の名称について	

年 月 日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成16年9月27日	第5回同和委員会	次回、次々回人権啓発研修／講演会について 差別法戒名、墓石の改正について 同和委員会の名称について	
平成16年11月10日			第24回人権啓発研修会
平成16年11月15日	第6回同和委員会	第24回人権啓発研修会の反省 総括について 次回、人権啓発研修／講演会について 差別法戒名、墓石の改正について	
平成16年12月20日	第7回同和委員会	次回人権啓発講演会について 差別法戒名、墓石の改正について	
平成17年2月10日	第8回同和委員会	人権啓発講演会の反省・総括について 差別法戒名、墓石の改正について	人権啓発講習会
平成17年4月22日	第1回同和委員会	同和委員会への諮問について 平成17年度同和推進部事業計画について 差別法戒名、墓石の改正について	
平成17年5月19日	第2回同和委員会	人権啓発研修会 担当者研修会について 差別法戒名、墓石の改正について 日本国憲法改正論議における本会の対応について	

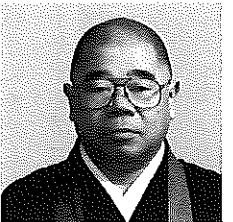
年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成17年6月21日			第25回人権啓発研修会
平成17年6月22日			第15回同和推進担当者研究会
平成17年7月5日	第3回同和委員会	人権啓発研修会 担当者研修会の反省・総括について 次回（11月頃）人権啓発講演会について 差別法戒名、墓石の改正について 日本国憲法改正論議における本会の対応について	
平成17年8月31日	第4回同和委員会	同和委員会副委員長の選出について 次回人権啓発講演会について 差別法戒名、墓石の改正について 日本国憲法改正論議における本会の対応について	
平成17年10月13日	第5回同和委員会	人権啓発講演会について 差別法戒名、墓石の改正について 日本国憲法改正論議における本会の対応について 朝鮮半島出身旧民間徴用者御遺骨について	
平成17年11月30日	第6回同和委員会	人権啓発講演会について 差別法戒名、墓石の改正について 日本国憲法改正論議における本会の対応について 朝鮮半島出身旧民間徴用者御遺骨について	

年月日	同和委員会	取り組み	研修会開催
平成18年1月17日	第7回同和委員会	人権啓発講演会について差別法戒名、墓石の改正について 日本国憲法改正論議における本会の対応について 朝鮮半島出身旧民間徴用者御遺骨について	
平成18年2月10日			人権啓発講習会
平成18年3月6日	第8回同和委員会	人権啓発講演会の反省・総括について 差別法戒名、墓石の改正について	

プロフィール

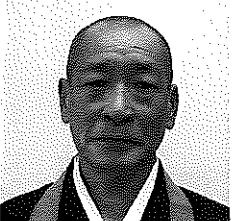
佐々木兼俊先生（高野山真言宗）

元 高野山真言宗 同和局長
現 同和問題にとりくむ和歌山県宗教教団連絡協議会顧問
現 和歌山人権研究所副理事長



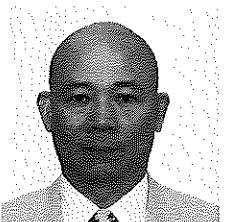
出口芳演先生（浄土宗）

現 浄土宗人権同和審議会会长



深澤信善先生（曹洞宗）

現 曹洞宗総合研究センター事務局長



杉本了恵先生（真宗大谷派）

現 真宗大谷派解放運動推進本部事務部長
現 社会人権審議会副委員長

編集後記

本期から同和推進部と社会部が一体化され、社会人権部と名称変更致しました。また、同和委員会、信教の自由に関する委員会が閉じられ、理事長からの諮問に答申する社会人権審議会が発足致しました。

本期の審議会に諮問された「同和・人権問題への対応について」、当冊子はその答申に添付する予定になっています。なお、この冊子は加盟団体・関係諸団体に配布させていただきます。

先徳の歩まれてきた道を再確認することにより、これから全日本仏教会が進めていく事業の一助になればと思う次第であります。

「同和委員会一十六年のあゆみ」座談会並びに本書の刊行にあたり、佐々木兼俊先生・出口芳演先生・深澤信善先生・杉本了恵先生に於かれましては法務ご多忙のところお集まりいただき、かつ冊子校正にあたり労をお願い申し上げました。ここに感謝申し上げる次第です。発行に際し、サンパートナーズの黒塚氏には大変お世話になりました。ありがとうございました。

(雄仁)

発行日 平成19年3月31日

〒105-0011
東京都港区芝公園4-7-4
明照会館2階
財団法人 全日本仏教会
電話 03-3437-9275(代)

